

第76回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成22年10月21日（木）

開議 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	植田隆博	2番	香美町	谷口眞治
3番	豊岡市	青山憲司	4番	豊岡市	安治川敏明
5番	豊岡市	井上正治	6番	豊岡市	岡谷邦人
7番	香美町	森利秋	8番	新温泉町	谷口功
9番	豊岡市	関貫久仁郎	10番	豊岡市	森田進
11番	豊岡市	嶋崎宏之	12番	豊岡市	升田勝義
13番	新温泉町	西脇明	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	豊岡市	峰高正行	16番	豊岡市	木谷敏勝

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 西 垣 宏 一
書 記 山 根 哲 也
書 記 太田垣 健 二
書 記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	長 瀬 幸 夫
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会 計 管 理 者	矢 崎 章 司
代 表 監 査 委 員	作 花 尚 久
事 務 局 長	谷 敏 明
施 設 整 備 課 長	土生田 哉
施設整備課課長補佐	羽 尻 泰 広
施設整備課主幹	西 垣 宏 一
監 査 委 員 事 務 局 長	樋 口 ゆり子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第5号議案～第7号議案）一括上程
一般質問
議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第5号議案～第7号議案）
一括上程
一般質問
3番 青 山 憲 司 議員
15番 峰 高 正 行 議員
1番 植 田 隆 博 議員
4番 安治川 敏 明 議員
8番 谷 口 功 議員
6番 岡 谷 邦 人 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会中継続審査議決
6. 閉会宣言
7. 議長あいさつ
8. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（木谷敏勝） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（木谷敏勝） 日程第1、諸般の報告を行います。

遅刻届のありましたのは、作花尚久代表監査委員であります。

次に、本日、当局より仮称北但クリーンセンター完成イメージパースが提出され、お手元に配付しておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

6番岡谷邦人議員。

○議会運営委員会委員長（岡谷邦人） おはようございます。

本日の議事運営について、ご報告をいたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は6名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握され、適切簡明になされるよう要望いたしておきます。

質問終局の後、議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（木谷敏勝） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第5号議案～第7号議案（土地の取得について外2件）

○議長（木谷敏勝） 次は、日程第2、第5号議案ないし第7号議案の3件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず、最初に、3番青山憲司議員。

○青山憲司議員 皆さん、おはようございます。

大変暑かった夏が遠いことのように感じられる、本当にすがすがしい秋を迎えるころとなりました。10月の4日でしたか、私どもにも大変うれしい知らせが届いてまいりました。現地時間の10月3日、ギリシャで世界ジオパークのネットワークへの加盟が認定されたという内容でございます。このジオパークに加盟する意味というのは、大変私は意義深いものがあるというふうに感じております。広域であるという、3府県に及ぶ3市3町がそのジオパークのエリアに含まれるということで、これからジオパークについて、そこに住む住民の皆さんが、どうしてその地域を活性化させる

のか、またネットワークを結んでその地域の活力に結びつけていくのかといったことが問われてくるといふふうに感じております。ネットワークへの加盟を喜ぶとともに、これから大変厳しいなというふうに感じておりますが、この組合に集う構成市町においても、やはりそういったネットワークが非常に大事になっていくんだなというふうに感じてお聞きをいたしております。

また、折しも今、名古屋でCOP10が開かれておりまして、生物多様性の第10回の締約国会議でありますけれども、こうした自然との共生でありますとか生物多様性の保護、こういったものも大変、これからはこの地域において重要視されるものというふうに感じております。

冒頭のまくら言葉はそれぐらいにしまして、私の方から4項目について質問をしていきたいというふうに思います。

本日の質問要旨の中にすべて、私の項目については細かく内容が記載をされておりますので、今さら一つ一つを申し上げる必要もないのかなというふうに思いますけれども、原稿を準備してきましたので、その趣旨を申し上げて、第1回目の質問としたいと思います。

まず1点目は、今議会冒頭、管理者から新施設稼働後の焼却灰及びばいじんの処理委託に関する報告がございました。この件に関して何点か伺いたいと思います。

委託先となる事業主体が財団法人兵庫県環境クリエイトセンターから財団法人ひょうご環境創造協会との統合による新たなひょうご環境創造協会へ、またはセメント原料として再資源化するとの方針が、アスファルト骨材という当初の内容から変更がございました。今回、処理方式の変更理由が、施設の老朽化によって平成21年度をもって終了となる旨のお話もございましたが、施設の老朽化といいますと、もう事前に十分周知というのか、認識できているのではないかということも考え合わせますと、本組合議会に平成18年当時にそういったお話がございまして、クリエイトセンターへの委託をするという説明があったかというふうに記憶いたしておりますけれども、そういった施設の老朽化についての説明について、ちょっと記憶がないものですから、その点について、再度確認をしておきたいというふうに思います。

また、今回委託契約されようとしている財団法人ひょうご環境創造協会なる組織の実態と事業内容、そして事業規模についてどのようになっておるのか、その状況についてお知らせいただきたいと思います。

さらに、豊岡市においては低迷する地域経済の刺激策として環境経済戦略を推進する市政を展開をしておりますけれども、本事業、いわゆる焼却灰やばいじんの処理について、地元で請け負う事業者がないのか、あるいは許可申請等でそういった処理ができないのか、その点についても確認をしておきたいと思います。

2点目に、平成20年の第52回北但行政事務組合議会議員協議会において説明のございました地域振興計画の進捗状況と、それから地元との、そこで取り交わされた協定書について伺いたいと思いますが、地域振興計画におきましては、全体事業として59事業があるというふうに伺っておりますが、その事業の進捗状況、それからその事業のスケジュールについてお知らせをいただきたいと思っております。

また、この地域振興計画は施設整備が前提であるというふうに認識をいたしておりますが、協定書の中でも、地域振興計画の事業を当該地域に事業展開することで環境創造モデル地域を形成するとされています。組合と森本・坊岡両地区で取り交わされたこの協定書の履行義務と法的根拠について確認をさせていただきたいと思っております。

3点目に、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会について、2点伺いたいと思っております。

平成21年一般会計決算における主要な施策の成果でも報告がございましたが、委員会から平成20年4月23日に森本区、坊岡区を候補地適地の報告を受けて、組合として両区を中心とするこの候補地を決定したわけでございますけれども、委員会の所掌事務について、選定経過の説明、それから周知及び住民理解を求めるともされていますけれども、この見直しはなぜ、どのようにされたのか、この件については平成20年度の決算認定でも報告がなされております。また、この議場でもいろいろな議論のやりとりがあったというふうにお聞きをしておりますけれども、再度確認をさせていただきたいというふうに思っております。

また、その所掌事務見直しによる委員会による地元への対応、ここには住民の皆さんへの理解を求めるという事務が含まれておりますので、委員会としてどのように地元アプローチをされたのか、そういった対応について、候補地決定の報告を受けてからの対応についてご答弁を願いたいと思っております。

最後に、本事業の総合的な事業計画、いわゆる当該施設における廃棄物の処理容量見直しや一連の状況変化に伴う一般廃棄物処理基本計画あるいは循環型社会形成推進地域計画並びに予算の見直し等、いつごろなされようとするのか、そのスケジュールや範囲、内容について、現段階でお考えの内容についてお示しをさせていただきたいと思っております。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私から、まず環境クリエイトセンターに関するご質問にお答えをいたします。

この兵庫県環境クリエイトセンター、現在はひょうご環境創造協会に統合されているわけでありまして、ここの溶融処理施設の現在の施設の老朽化については、もちろんあらかじめ承知をいたしておりました。それはもちろん環境クリエイトセンターも認識していることでありまして、その後継の事業として、協力業者と一緒にしまして新しい溶融施設をつくるという計画でございました。したがって、この北但のごみ・汚泥処理施設の焼却灰等につきましても、相手先は一緒でありますから、施設が新しいものになるという前提で、そこへの委託を予定をしておりました。

ところが、その協力業者の側から、新規の溶融事業について撤退をしたいといひましようか、計画をやめたいという、こういった話がございました。そういったことで溶融処理事業というものができないという状況になりました。

他方で、環境クリエイトセンターはもともと灰の処理の方式について、溶融事業と、もう一つ、セメント化事業を両方パラレルに検討しておられましたので、溶融事業がだめになったこの時点で、

その後継事業としてはセメント化事業をすると、こういう決定がなされました。そして焼却灰やばいじんをセメント原料として再資源化するセメントリサイクル事業が住友大阪セメント株式会社と共同計画され、本年8月から稼働したところでございます。これを受けて、当組合においても、この焼却灰、ばいじんの処理については、新しく受け継いだ法人になります財団法人ひょうご環境創造協会と提携し、そしてセメントリサイクル事業において再生利用するという、こういう判断をしたところでございます。

ちなみに、実はこの焼却灰、ばいじんの成分と申しますのは、実はセメントとほとんど構成成分が一緒であります。セメントをつくるときに粘土と石灰岩、その他もろもろのものを入れて、そしてつくるわけでありましてけれども、この焼却灰、ばいじんは、そのうち粘土に大部分相当する。それから一部石灰にも該当する、こういうことがございますので、代替材料としてこの焼却灰等が使われる、こういうことでございます。

かつ、もともと当組合がこの溶融処理を考えておりましたのは、交付金を受けるに当たっての条件として、再生利用率を24%に増加させること、こういう条件がございました。そのために費用は単純な埋め立てよりは若干かかるわけでありましてけれども、委託して溶融処理を考えておりました。ただ、今回の状況になり、なおかつ、このセメントリサイクル事業は同じように有効な再生利用でございまして、また費用もそう変わらないというふうに聞いておりますので、当組合としては、申し上げているような方向でやりたいと、このように考えているところで。

それから、ひょうご環境創造協会についてのお尋ねもいただきました。

新たな財団法人ひょうご環境創造協会は、本年4月に存続法人を財団法人ひょうご環境創造協会とし、財団法人兵庫県環境クリエイトセンターを吸収合併したこと。そして新しい法人は兵庫県、県下の全市町、神戸商工会議所及び合併前の財団法人ひょうご環境創造協会がそれぞれ基本財産を拠出した財団法人として発足をしております。

現在のこの財団の主な事業は、環境適合型社会の形成を目指して、大きく6つあるんですが、1つには環境創造事業、2つには循環型社会推進事業、3つに環境コンサルティング事業、4つに環境調査・測定分析事業、5つに環境研究事業、6つに国際協力事業を行っておりまして、セメントリサイクル事業は2つ目の循環型社会推進事業として行われるものです。

セメントリサイクル事業は、市町のごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじんをセメント原料として再資源化するために住友大阪セメント株式会社と共同して実施するもので、その前処理施設が赤穂市内に完成し、8月から使用を開始したものです。

セメントリサイクル事業の協会と住友大阪セメントとの役割分担は、協会が市町のごみ焼却施設から排出された焼却灰等を受け入れ基準に適合するようにふるい、破碎し、異物を除去し、それから塩を除く前処理工程を受け持ち、そして住友大阪セメントが前処理工程を経て改質された焼却灰等をセメント焼成炉に投入し、セメント原料にするセメント製造工程を受け持つものであります。

協会が行う前処理工程の施設能力規模は、焼却灰の前処理施設が年間2万6,000トン、ばいじんの前処理施設が年間6,000トンで、焼却灰やばいじんのすべてがセメントとして再資源化されるものと

聞いております。

それから、基本協定に係るお尋ねもいただきました。

この施設整備をするに当たり、生活環境の保全と増進に配慮し、循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みを図るために、平成20年12月2日に森本区、坊岡区と組合の第三者で当事者間の合意協定を記した基本協定を締結しております。

この協定は、施設整備をするに当たり本組合の責務を定めたものでございまして、この協定を締結いただいた両区の責務を定めたものではございません。しかしながら、施設整備にあわせて森本区及び坊岡区におきましては、任意組織としてそれぞれ検討委員会を設置いただいております、行政とは異なった立場から循環型社会の実現にふさわしい取り組みでありますとか、あるいは地域振興事業の検討、実施などに関して両区の方々へご説明をいただき、あるいは意見の取りまとめなどのいろんな活動をいただいて、言うなれば当組合に対するご支援もいただいているところでございます。

これまで説明いたしてまいりましたけれども、法律上、その施設を整備する場合には周辺の生活環境の保全及び増進に配慮するものとするというふうに規定されておまして、この法律で求められる配慮を基調として、先進的な環境創造の取り組み及び地域振興関連事業を実施することにいたしております。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 焼却灰、ばいじんの処理委託につきまして、地元事業者への発注という観点でご質問をいただきました。

現在、この焼却灰、ばいじんの処理につきましては、施設から出る焼却灰は飛散防止のために若干の水分を含ませしておりますので天蓋車で搬出を予定しております。また、ばいじんにつきましてはパウダー状であることからジェットパック車、セメント等を運ぶ車ですけども、そういう特殊車両での搬出を予定しております。ばいじんにつきましては、特殊車両使用ということでコスト面からも新規参入は疑問視されますけども、焼却灰につきましては今後、協会側の受け入れ条件などに見合うようであれば、地元事業者も含めた発注について検討してまいりたいというふうに考えております。

また、施設から出る焼却灰、ばいじんをセメント焼成炉に投入する前には、セメント原料に適合するように、先ほど管理者から説明がありましたように、ふるい、破碎、異物除去というような、また焼却灰、ばいじんに含まれております塩分の除去等もありますことから、なかなか難しい処理であるというふうに考えております。

確かに議員おっしゃるように、地元においてもさまざまな企業があつて、技術的にもおありかと思えますけども、何よりも安全で安心かつ安定的な処理を望まねばならないことから、処理については、現在は財団法人ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント株式会社が共同事業として本年8月から開始されましたセメントリサイクル事業で再資源化を行うことといたしております。

また、地域振興の部分について、実施状況並びにスケジュールについてお尋ねのことですけれども、地域振興計画につきましても、施設を建設する森本区並びに坊岡区において循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みを展開するための指針として、組合、両区及び構成市町と協議の上、平成20年12月に策定いたしました。本計画に掲載している59事業、国県事業14事業、豊岡市経常経費対応事業5事業、これらを除く事業が31事業、今回の施設整備に関連する事業が9事業ございますけれども、そのうち実施済みまたは一部実施しているものが20事業、現在実施中のものが7事業となっております。

また、本計画の実施期間は計画策定時から施設稼働期間とし、構成市町の財政状況を見据えながら、計画掲載事業のうち両区の要望順位が高く、かつ関係機関協議などの諸調整が整ったものから年次計画により実施していくというふうにしております。なお、本計画は、社会・経済情勢の変化などに対応して、両区及び構成市町と協議の上、掲載事業の変更、追加及び削除を行うことができるというふうにしております。

次に、広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会の所掌事務の見直しをなぜされたのかという部分についてお尋ねをいただきました。

広域ごみ・汚泥処理施設候補地選定委員会設置要綱は、平成21年2月に第2条に規定する所掌事項を追加するなど、一部改正を行いました。所掌事項では、第3項として、報告後における選定に至る経過の説明、周知及び住民の理解を求めることを加え、第7条では、必要に応じ、専門部会を置くことができる旨を規定したものでございます。

平成20年4月開催の第11回委員会において森本区、坊岡区を候補地に選定して管理者に報告した後、委員会報告書の作成のための委員会を開催しておりましたが、平成20年8月に開催の第13回委員会において、候補地決定後、森本区、坊岡区内外において委員会の選定経過や選定理由などに関しさまざまなチラシなどが配布されていたことから、今後の対応方針に関し、委員会で協議いただいたところです。その結果、委員会では、行政と切り離して第三者機関として設置されたことから、選定経過などの疑義に関する説明責任は委員会が果たすべきとのご意見のもと、文書責任者に委員会としての話し合いを求められるなどが確認されたところでございます。従前の要綱においても委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるものとしておりましたので、委員会の存続は確認されておりましたが、運用に関し誤解を与えないようにとのご意見も踏まえ、要綱を改正したものでございます。

その後の委員会の地元への対応ということでお尋ねをいただきました。

第13回の委員会で対応を検討していただく前日の20年8月6日には、選定委員長に坊岡区全体集會へ出席いただいて、学識者としての見地から、区民の方々から寄せられたダイオキシンなどの質問に回答をいただいております。また、第13回委員会で確認いただいた委員会見解と相違するチラシ配布への対応として、文書責任者に対し委員会としての話し合いを行いたい旨の文書を送付されましたが、残念ながら先方からお断りを受け、実現できておりません。

また、平成21年1月29日には候補地選定経過や施設の安全性などへの疑問にお答えするため、選

定委員長、副委員長、学識委員2名の合計4名の方に坊岡区の住民意見交換会に出席いただき、ご説明いただいております。平成22年も、2月に第15回委員会を開催し、候補地決定後の地元の状況などを報告し、引き続き選定経過などへの疑問があれば説明に努めるとの方針を確認いただいております。

事業計画に関しまして、その見直し方針等をお尋ねいただきました。

本事業につきましては、平成18年度から平成27年度の期間、循環型社会形成推進交付金事業として実施を予定し、事業費としては用地費、造成費等を除き、熱回収施設、リサイクルセンター、管理棟等の建設工事費が102億3,400万円、生活環境影響調査や地形測量などの調査費が1億9,600万円であり、合わせて104億3,000万円と見込んでいますが、今後、敷地造成等実施設計、水源・水質調査、周辺整備計画等を進める中で事業計画を見直したいと考えております。

現在の施設規模は、平成17年度に策定した一般廃棄物処理基本計画において、過去5年間のごみ排出量の実績値と人口推移をもとに、熱回収施設においては174トン、リサイクルセンターにおいては37トンの施設規模を決定しております。しかし、近年は構成市町住民のご協力によりごみの減量化が進んでいるため、ごみ量に適した施設規模にする必要があると考えております。今後、建設スケジュールとの調整を図りながら、最終段階において施設規模等を検討するとともに、必要に応じて一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画等についても調整してまいります。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 3番青山憲司議員。

○青山憲司議員 それでは、何点か明らかにされましたので、続いてもう少し確認をしたい点について再質問したいと思います。

まず、焼却灰、ばいじんの処理委託についてでありますけれども、これも以前、ここで議論された、平成18年ですか、ということも伺っておりますし、当時の議事録もちょっと拝見をさせていただきましたが、クリエイトセンターが吸収合併されて、ひょうご環境創造協会と一緒になったということでもありますけれども、この施設が稼働するのは平成28年でありますし、そういうことから考えますと、現段階で早急にこういうばいじん、あるいは焼却灰の処理をそこに委託契約するという方針を決めるということについて、まだ先があると言えば先があるんですけども、今、先ほど冒頭申し上げましたように、豊岡市においても環境経済戦略なるものが進んでおりますし、そういった環境に関する技術、あるいは研究、開発、それからもちろん起業者、要するに新しく事業を起こす、こういった方が今後、また出てくる可能性があります。そういうことも含めて考えますと、この事業者ありきで委託発注を既に方針決定するのがどうかというふうには、今の時点で、思うわけですけれども、その点についてはいかがでしょうか。地元から、特に環境に配慮した行政を進める豊岡市もでございますし、そういったところから新たな事業者が出てくるということを私は期待したいと思うんですけども、そうしたときに、その事業を請け負っていただくというふうなこともあり得るのではないかなというふうには思うんですが、その点についてのご認識はいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど管理者より、今回の交付金事業でこの事業をやっていくという中で、国の方針、再利用率の方針24%をまず満足する必要があるというふうな計画を盛り込んだ地域計画を立てる必要があるという中で、現在、焼却灰、ばいじん等を今の現施設のように最終処分場で埋め立てるといふようなことにすれば、その24%というものが満足できないというふうなことから、焼却灰、ばいじん等の再利用化を図る必要性がありました。その時点で、焼却灰、ばいじんの再利用というふうなことを考えますと、今、セメント化、あるいはスラグ化して骨材として路盤材等に利用するといういずれかの方法というふうなことになりますので、その当時、事業をやられたのがクリエイトセンターというふうなことがございましたので、クリエイトセンターの方をお願いをするというふうなことでございますし、そこには当然、施設をつくられるわけですので、施設として受け入れ先がある程度クリエイトセンターさんの方も確保する、ある程度決めておかななくちゃいけないというふうな部分もございましたので、そういう予約的なものをお願いをしたというふうなことでございます。現在、もう焼却灰、ばいじんのセメント化についても施設規模を決められておりますので、当然そこには北但行政事務組合も受け入れるという条件の中で、そういう施設規模をつくられておるといふようなことでございます。当面はそちらの方に処理をお願いしたいというふうな考えております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 このひょうご環境創造協会という組織は、基本財産が今6億5,000万あるというふうに、いただいた資料からもわかるわけでありましてけれども、兵庫県が1億6,000万、それから県下の全市町が3億3,000万を資金として出している。あと神戸の商工会議所であるとかひょうご環境創造協会がそのまま引き継いだ財産があるというふうに記載がされておりますけれども、当組合がこういったこの事業、創造協会に出資している額、あるいはそれぞれ構成市町ですね、豊岡市あるいは香美町、新温泉町がここに出資している額というのがわかれば教えていただきたいと思ひますし、むしろもうここありきということではなくて、先ほどのリサイクル率24%を達成ということであれば、暗に埋め立てということありきではなくて、先ほど事務局長がおっしゃったようにアスファルトの骨材であるとか、あるいは今の路盤材ですね、あるいはセメントについても、私は可能性としてこの但馬、いわゆる1市2町の中でそういった事業に対する意欲ある方がおられて、そういった事業も含めて、今研究段階にあるということは把握されているのかなということを感じておりますけれども、私は全然わからないんですよ、今どういう状況にあるかというのが。ただ、そういった、特に国の方針も含めて、この但馬にそういった事業者がないのかなというところを一度確認してみる必要があるのではないかとこのように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、ひょうご環境創造協会への出資の話ですけども、組合の方としては出資はいたしておりません。豊岡市、構成市町がどうであるかというのは存じ上げておりませんが、

北但の方ではそういうふうなことでございます。

あと、焼却灰の地域の起業者がどうかというお尋ねですけども、この焼却灰、ばいじんについて、どちらかといえば買い手がどんどんおられるというふうな状況ではないというふうに私どもは認識しております。そういう意味から、そういうふうな財団法人が各市町の支援という形でそういう処理委託をしておられるというふうに思っております。議員おっしゃるように、近隣の起業者がどういうふうに活動されているかというところまで詳しくは把握しておりませんが、今後、そこから辺の情報についても調査してまいりたいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 現状どうであるかというのは私も全然わからない中で質問をさせていただいているわけですが、環境クリエイトセンターが吸収されて、環境創造協会のこの施設に運搬ですとか、あるいは処理経費に伴って、この組合が当然また負担金、あるいは構成市町も負担金を拠出していくということがこれ、当然見受けられるわけですよ。その際に、果たしてその事業に対してこの1市2町が、やはりいつまでもその事業運営に対して運搬だとか処理経費を負担していくということを考えると、やはりリサイクル率を上げるということも含めてなんですが、この地元でそういった事業を起こす、それによってここで、この地域で出たごみをこの地域で全部最終まで処分をするというふうなサイクル、システムが私はできる方がふさわしいのではないかなというふうに思います。ぜひこの点について、再度考えて検討いただきたいというふうに思いますし、答弁もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 現にそういうことをやっている業者があるかどうかは、念のために調べますけど、恐らくないだろうと思います。つまり焼却灰、ばいじんというのは最も厳重な管理、特にばいじんはこれが要求されるものでありますから、それを溶融処理あるいはセメント化をしているような事業者がこの北但管内にあるとはちょっと思えません。

それから、今後さらにそのような施設をつくる計画が仮に事業者から出てきた場合に、果たしてそれを受け入れるような地域があるかどうかということも考えてみますと、相当地元の中での処理というのは、見通しとしては難しいのではないかとこのように思っております。

また、私たちの立場からいきましても、自分のところから出していく焼却灰でありますとかばいじんが確実に、信頼できる形で処理されなければいけない。それは技術のみならず、その事業主体そのものが本当に信頼に足るのかどうか、そういったことについても相当厳しく審査をする必要がございます。そういったことから見ますと、現時点ではこの環境創造協会、以前の環境クリエイトセンター、これはまさに県内の市町すべても出資をしてやってきて、実績もある事業者でございますので、ここの契約をすることが最も適切ではないかと、現時点ではそのように考えております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 私は、今の現段階でこの創造協会に委託というんですか、処理がされる設備の計画があって、そこに処理を委託するということについては、現段階でそれを阻止しようとするものでは

ないんですが、やはり新しい施設ができたときに、こういったものを自分のところで、この施設を竹野の森本・坊岡につくるということではなくして、この但馬においてそういった事業をするという機会があるのであれば、そこへの委託についても私は検討すべきだと。何よりこの創造協会という組織は、やはり県や、あるいは市町の負担金であるとか出資金で賄われておりますので、当然そういった経費、あるいはそういったものが負担として、当組合の事業への負担としてかかってくることもありますし、こういった事業が民間でできるのであれば、私は当然民間に移行して委託をするべきではないかというふうに思いますので、その点については申し上げておくにとどめたいと思いますけれども、ぜひそういうことの可能性についても探っていただきたいなというふうに思います。

それから、地域振興計画でありますけれども、今、順調に、お聞きしていますと20事業がもう済んで、今7事業が事業進捗中だというふうにお伺いをいたしました。この事業の進捗に合わせて、地元とのいろんな協議も必要になってこようかと思っておりますけれども、地元でのそういった事業進捗に対する理解度あるいは容認度というのはいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然地元として20年の12月、この地域振興を含めて事業の決定についてご同意を採決によっていただいたということで、地元の地域振興ともども理解はいただいているというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 既にもう公民館の改修ですか、いただいた資料では、例えば地区集会施設の改良事業であるとか、あるいは道路の舗装改修、あるいは地区集会施設の備品の充実であるとか、県の事業、あるいは豊岡市の単独の事業等が展開をされ、実施をされてきております。こういった事業、地域振興計画については、この施設建設を容認した上でこういった事業が進められるというふうに私も感じて見ておったわけですが、こういった事業だけが先行してどんどん進められていくということについて、やはり協定書を見ますと、協定書の一番前段には、広域ごみ処理施設の整備をするに当たりというふうになっているわけですね。ですから、そののところと事業が今、現に進捗しているということも含めて、先ほどの答弁では、今の協定書は組合の責務を定めたものというふうにはさらっと言われましたけれども、やはりこういう地域振興事業を進めるということには、それぞれ森本・坊岡区もそういった事業を進める上での協力もあろうと思っておりますし、本事業を、このごみ処理施設の建設を進める上での協力、理解、こういったものがあつての上だというふうに私は認識をするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） もともと両区とも、この施設を受け入れるという、こういった決定をいただいておりますので、言うなれば、その地区にとっては新しい村人ができる、村人というか、一員ができると、こういうことになりますので、そのまちづくりについて協働してやっていくというのがまず一つ、当然のことだろうというふうに思います。

また、この事業が進むように、地元の方々に、地元、両区においてさまざまなご協力をいただくというのも、これもある意味では当然のことではないかと思えますし、そのようなご尽力をいただいているところです。

他方で、今、この事業執行の上で最大の課題というのは用地買収ということでございまして、しかも用地買収といえましょうか、土地そのものもありますけれども、その上に設定されている立ち木トラスト、ところが必ずしも地元の方だけではございまして、外部の方も相当程度しておられる。この方々とのやりとりが最大の課題になっております。

このことについて全面的な責任を負うのは買収主体であります私たちでございますので、私たちが前面に出ていろいろと交渉するというのがむしろ当然でありますし、いろんな形での側面支援なりは両区からもいただくわけでありますけれども、ここはやはり責任を持っている者こそが全精力を挙げてやっていくと。でありませんと、仮に協力しようというお気持ちがあつて、いろんなことをやっていただきますけれども、交渉の途中にうかつな形で入っていいんだろかというような、当然そういった懸念も時としてございまして、そこはよくタイミングを見ながら協力関係を保っていきたいと、このように考えているところです。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 現在展開されている地域振興計画の事業、これは、施設が稼働している期間はずっとこの計画に基づいて地域振興が行われるというふうに理解はしておりますけれども、もう既に多くの事業が両区の間で展開をされている、このことについては、やっぱり両区の、もちろん理解、協力がなければできませんし、この事業を推進していく、このごみ処理施設の事業そのものを推進していくということが前提にあるわけですから、そのことの理解も求めながらやっていくということにはわかりますけれども、両区においてもそういったことの理解、協力をさらにお願いをしていくべきではないかなというふうに思いますので、これについてはこの程度にしておきたいというふうに思いますが。

あと、選定委員会の役割ですね、平成20年の4月23日に候補地が決定をされて、委員会から報告をいただいたわけでありましてけれども、それ以降、この委員会が候補地を決定した、その責務といえますか、責任感からかと思えますけれども、こういった要綱の見直しがされて、地元に入って、委員長からもごみ処理施設について話し合いをしましょうというふうなことで呼びかけもあったというふうに伺っておりますが、特に私がちょっと資料で感じたのは、平成20年の8月の8日ですから、候補地が決まって地元の皆さんにもそういった説明がなされて、そしてそういう時期だというふうに思うわけですが、この選定委員会の委員長から、一つの組織であります竹野住民のいのちと暮らしを守る会に対して話し合いをしましょうという呼びかけの文書がなされたというふうに伺っております。その回答や、あるいはこの話し合いが実際になされたのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 8月の8日の日付で選定委員長名で竹野住民のいのちとくらしを守る会あてに話し合いの文書を出させていただきました。その結果、私どもの方に、事務局の方に8月15日付で代表者の方から委員長あてに話し合いの申し入れの件のお断りの文書が届いたというふうなことで、話し合いについては実現をいたしておりません。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 その後、平成21年の1月23日にも、先ほど局長の方から答弁がありましたが、29日に坊岡区の公民館で、委員長による施設の安全性についてのレクチャーがあったというふうに、説明があったというふうに認識をするわけでありますけれども、そうした反対をされる組織、団体からは、話し合いの門戸も閉ざされているという状況がある中で、この委員会が今後、要綱に沿って地元理解を求めるといふことにはやっぱり限界があるのかなというふうに思うんですけれども、というのは、先ほどの話にもありました、平成21年の1月29日に開催された地元の説明会においても、これは北但のこの組合が窓口になっている、主催になっているということも含めて考えますと、この選定委員会そのものが、先ほどの答弁では第三者機関というふうにおっしゃられましたけれども、やっぱりどうしても組合主導の組織になっているのではないかと憶測はどうしてもぬぐえないと思うんですよね。ですから、この選定委員会そのものが独自に設立された団体ではない、委員会ではないという思いが、やはりそうした反対をされる団体、組織からは見られているのではないかとこのように思うわけですが、その点についてはどうでしょうか、どういった認識でおられるのか。この要綱、理解を求めるといふ努力をするといえますか、この要綱の見直しが先ほど言われましたけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 確かに存続する部分で、要綱の見直しで第三者機関として経過説明等について説明するのは選定委員会の役割だということでおっしゃっていただきまして、ただ、候補地選定委員会自身は候補地を選定するだけではなくて、そこに施設を建設することが最終の目的で候補地を選んだという観点からの選定をしたというふうなことをございますので、そういうふうな意味合いで委員会としての活動を続けたいというふうな申し入れがあったということです。ただ、議員の方がおっしゃいました、その話し合いについてのチラシの部分で、少し配慮が欠けていた部分があるのかなというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 選定委員会の要綱も見直されて、そういう方向で今取り組まれておりますので、その委員会にもう少し自主性といえますか、主体性を発揮した取り組みを期待したいと思いますし、私は選定委員会だけにその責任を押しつけるつもりはございませんし、やはり議会としても一定の何かのアクションも必要ではないかと以前から感じてお一人でありますので、そのことを申し上げておきたいというふうに思いますが、最後に4点目の事業計画の見直しについてお尋ねしたところ、最終的には見直す時期が来るというふうにございますけれども、その最終段階

というのは一体いつごろになるのかなど。その見直しの内容についてはどういったことが含まれるのかなど。現段階で考えておられる内容についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど答弁の中で建設スケジュールとの調整を図りながら最終段階でというふうに申し上げました。今の課題としては、建設用地の確保ということが最大の課題というふうなことでございます。したがって、その用地がいつ確保できるのかということから、そのスケジュールについて見直しの時期がおのずから決まってくるのではないかなというふうに思います。ただ、今、27年度竣工ということが目標でございますので、その目標に向かっては、当然建設工事等についての事業を進めるという必要もあろうかと思っておりますので、そこら辺とあわせて見直していきたいというふうに思っております。

○議長（木谷敏勝） 青山憲司議員。

○青山憲司議員 これぐらいにしておきたいと思っておりますけれども、できるだけこういった施設の見直しというのは早い段階でされる方がいいのではないかというふうに思いますし、やはり反対をされる方の言い分として、やはりごみの減量化というのもよく言われておりますので、そういった見直しについて早急にされることを要望しておきたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、今、この1市2町、当組合の構成市町でありますけれども、これからはやはり広域でのこういった行政というのが大変重要になってくる。折しも世界ジオパークの加盟になったということも含めて考えると、こういった広域での連携というのは、私はもっともっとこれから必要になってくるし、重要になってくるというふうに思います。そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○議長（木谷敏勝） 以上で青山憲司議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時5分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 15番、峰高です。よろしくお願いたします。

当議会の初日に、事務局より用地取得について詳細な説明を受けました。最大の課題である用地取得、ほぼ8割、山でいえば8合目あるいは9合目まで差しかかっているんじゃないかなという思いはしております。ところが、そこまで着いてみたら、その先が本当に絶壁と申しますか、大変厳しい岩場で、最後まで本当に登り切れるだろうかという、本当に厳しい場面にだんだんと差しかかっているような印象を受けております。当然ここで立ちどまれば遭難でございます。そして無理に登ろうとすれば当然転落もあります。何とか無事に最後まで登頂していただきたいという思いを込めまして、質問をさせていただきたいと思っております。

用地取得についてお尋ねをします。

用地取得に係る諸課題の対応策でございますが、現在、もう既に立ち木トラストあるいは共有権トラストというような形で、反対運動と申しますか、そういった権利を主張される方があり、用地取得の障害というのか、そういったものが大変難しい課題になっているということはわかるんですが、それにしましても、どちらにしても解決しないといけない問題でございますので、それらに対しての対応策というのは一体どういうものがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、そのほかに、立ち木トラストあるいは共有権トラストといったもののほかに、用地取得の障害になっているような課題というものは何があるのか、もしありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、反対されている地主の方に新たなる条件提案、既にご了解をいただいている方には一定の条件を提示してご理解をいただいて土地取得が済んでいるところもあるんですけども、これは反対されているということですので、その方々がどういう条件なら取得に応じていただけるのか、あるいはそういったものがあるのか、そして既に取得されている方々とは別の観点で新たなる条件を出してご理解をいただくというようなことがあるのかどうかということをお尋ねしておきます。

それから、平成27年には竣工ということでございますので、遅くとも何年ぐらいには工事の着工が必要なのかということと、それから、もし仮に買収がすべて完了しなかった場合、買収が完了しなくても工事に着手することは可能なのかどうかということもお尋ねをしたいと思います。

次に、平成22年度の予算で、顧問弁護士の業務について100万円の予算が計上されております。その100万円の予算が執行されたのかという点をお尋ねしておきたいと思います。仮に執行されたのであれば、どこの顧問先と契約をされ、また弁護士に対する具体的な相談内容というものがどういったことを相談されているのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、立ち木トラスト等についてお答えをいたします。

現在、当組合で調査し、確認できました立ち木トラストは144本あります。その札に記載されました住所、氏名と、これまでに提出された反対署名簿、抗議はがきなどに記載された住所、氏名を照合しまして、当人であろうと推定できた36人の方に対し、電話、文書等により所有確認及び買収交渉のお願い等を行ってまいりました。その結果、10人の方と連絡がとれ、いろいろと話をお伺いしておりますと、施設建設に反対というわけではなく、行政のすることには反対という理由を述べられている方、それから中には別の地域での記念植樹と思われていて、結果として自分のところに反対の形で立ち木トラストが設定されてしまっている。このような運動は本意でない、早急に撤去してほしいと相談を受けた方もあるというような状況でございます。こういったことが事実だとしますと、ずさんな面もある立ち木トラストになっているんじゃないかと、このように考えているところです。

また、土地を共有名義とする共有権トラスト、一つの土地によりたくさんの共有者を入れることによって反対者の数をふやしていく、こういったことでありますけれども、新たに地権者となりました10人の方についても同様に文書や面談で用地提供のお願いをしまいたけりましてけれども、返信内容や面談の結果から、なかなかご協力いただくことが難しい状況でございます。しかしながら、任意買収を基本として現在交渉等、事業を進めておりますし、また現有施設の状況、それから構成市町の財政負担などを勘案しますと、何とせよスケジュール内に、一日も早い整備をしなければいけない、こういった状況でございます。引き続きご理解、ご協力いただくよう最大限の努力をしまいたけりまして。

それから、すべての買収が完了しなくても工事着手は可能かというお尋ねをいただきました。これは答えとしては可能だというふうに考えております。都市計画法の手続、これは都市計画決定でありますけれども、及び開発に係る諸手続、都市計画法の開発協議、それから兵庫県の緑条例に係る協議、森林法の開発協議等が完了した段階で、買収完了用地の範囲内での工事着手は可能だと思っております。

これは例えばでありますけれども、台風23号の大被害を受けまして、出石にかかっております鳥居橋の建設が進んでおります。これはいまだに反対しておられて、用地の買収は完了いたしていませんけれども、もう橋はできる寸前になっている、こういった事例はあまたございまして、すべての買収が完了しなければ工事に着手できないものではない、むしろ通常は未買収地があったとしても工事には着手している、これがもう普通ではないかというふうには私としては考えております。

それから、工事着手の時期についてであります。現在、進入道路、造成工事等の詳細設計を行っている段階であり、工程の詳細までは確定してはおりませんが、進入道路、造成工事及びプラント工事で約4年半の工事期間が必要と見込まれるところから逆算しますと、23年度下期の事業着手が27年度竣工の必須条件と考えております。したがって、このいわば門限を意識しながら作業を進めてまいりたいと、このように考えております。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 用地取得につきまして、ほかにどのような課題があるのかというふうなお尋ねがございました。

この用地の中には、まだ未相続土地について、相続手続等を進める必要がございます。中に70人近い相続権者がおられまして、また、その方々すべての方にご理解、ご同意をいただくということについて事務を進める必要があると思っておりますけれども、そのお住まいが遠方であったりするというふうなこともございますので、そこら辺が思いのほか時間がかかるのではないかなというふうに思っております。

それと、反対地主に新たな条件提示はあるのかというふうなことです。

反対をしておられる方々に面談等をさせていただきますけれども、条件面での交渉というふうなことはございません。また、私どもの方、そのような既存の条件から上乗せして条件を提示するとい

うふうなことについては全く考えておりません。

それと、顧問弁護士業務についてお尋ねをいただきました。

顧問料として年間100万円ということでお認めいただき、予算化させていただきました。半期ごとに払わせていただくということで、4月末、10月末というふうな形で50万ずつお支払いをさせていただくということで、既に4月に半期分の50万円についてはお支払い済みでございます。残りの半期分についても今現在、支払い手続をさせていただいている段階でございます。

そして、業務につきましては、豊岡市の顧問弁護士でもあります神戸法律事務所に所属されております弁護士と顧問契約を締結いたしております。

弁護士業務の具体的相談内容につきましては、用地取得など法的に整理すべき諸課題に対応するためにお願いしているものでありまして、立ち木トラスト契約や土地を共有名義とする共有権トラストへの対応策なども相談をさせていただいております。

先ほど相続の関係ということで30名という、ある1筆のことをお話をさせていただきましたけれども、そのほかにも相続者がある筆もございますので、それらに時間を要するというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 15番峰高正行議員。

○峰高正行議員 それでは、顧問弁護士の方に立ち木トラストあるいは共有権トラストについての相談をされているということでございますけれども、弁護士からの話というのは、どのような話になっているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいんですけども。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 公的に私どもの方で買収に当たっての申し入れの手法であるとか文書の依頼の方法であるとか、そのようなことに関してご相談をさせていただいておるというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 相談はされておるといんですけども、端的に光は見えておるのかということをちょっとお尋ねしたいんですけども。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私ども、こういう状況の中で27年度竣工、28年度稼働というふうなことで、3年間は延期をさせていただきましたけれども、そういう目標を掲げておりますので、ぜひともそれが実現するように最大限の努力をしていくというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 だれが考えてもといいますか、先ほども言われましたけれども、条件面での話ではないと。言ってみれば信条とか信念とか、あるいは思想とか、そういったものに基づいて反対をされているわけですので、なかなか難しい問題といいますか、いつか、どこかで何らかの結論を出さんとあかんという時期がどうしても僕は来てしまうんじゃないかなという気がしとるんです。顧問弁護士の話を聞いたのは、当然最終合意に至らなかった場合の対策等についてもいろいろと相談されて

いるんじゃないかなというような思いがありましたので聞いたんですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 用地を取得する手法としてどのような方法があるのかという方法論としては相談をさせていただいております。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 本当にいい方法があればと思うんですけども、先ほど条件面での闘争というか、話ではないので、新たにできるものはないということなんですけども、言ってみれば強制収用とか、そういうような強引な手段をとらずに理解をいただくには、私はやはり何かもう少し話し合いの場で条件の提示というのはできるんじゃないかなという気がちょっとするんですけども、例えば売らないとおっしゃっているんだったら、借地ではどうかと。例えば30年間の借地にしていただいて、あと施設がなくなれば原状回復しますよとか、あるいは代替地で考えていただけないだろうかとか、そういったようなことでの話ということは、もう全くないということでございますか。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそもこの土地をお持ちの方に交渉しているときのお話としては、施設そのものをつくらせないという趣旨でのご反対ですので、今、議員がおっしゃるような借地ですとか代替地ですとかいうふうな交渉の場にはのっていただけないというふうな状況でございます。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 それでは、非常に難しいことは重々理解をしとるんですけども、最終、27年の竣工というのは本当に不退職の決意でやとるということでございますので、それで、先ほどの答弁でありましたように、工事完成には4年半を費やすだろうということですので、どうしてもそれまでに理解されずに用地買収の先行きが見えなくなった場合、どのような対応をされるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 現時点は、まだ全力を挙げて理解をいただく努力をすべきだというふうに思っております。例えばこれまでもさまざまな努力によりまして、反対に思われた方も、実は立ち木トラストが設定されているがために用地を売ることができないという状況になっておりますけれども、ご本人自身は、例えば勘違いであったとかいうことがあって、土地を売ること自体については反対ではないというふうなことが明らかになってきた方もおられます。そういった状況でございますので、一つ一つ努力を重ねていくということが、今、最も肝心なことではないかと、このように考えております。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 本当に何と申しますか、言われることは本当にもっともですし、そういう態度で臨んでいただかなくてはいけないんですけど、正直、私なんかの経験からしましたら、なかなか反対さ

れている人のところに行っていていろいろと説明するという事は、1回2回ならまだよろしいんですけども、それが何十回というようなことになってきますと、職員の方も本当に大変ですし、やはりその見きわめといいますか、これ、どこまで行ってもちょっともう本当に難しいなという、そのやはり見きわめの時期というものは、もしかしたらそれをせざるを得んときが僕は来るんじゃないかなという思いをしとるんです。本当に一生懸命な交渉でご理解をいただければ、本当にそれはありがたいことで、素晴らしいことだなと、またそういうふうに頑張ってもらいたいという思いはあっても、いつかそういうときが来るんじゃないかなという懸念もしとるわけです。そういったことで、やはり平成27年に完成させるということですので、そのあたり、本当に弁護士の先生ですとか、そういったところの方とも本当に相談をされて、ある程度のもくろみというのか、事務組合としての決断というんですかね、そういったものをやはりしていただかなくてはならんんじゃないかなというふうに思います。

土地自体を、すべて買収が完了しなくても工事着手は可能という判断で工事をされますけども、本当にそれで、道路ですとかいうところでは工事の着手とかはできるのかなというふうに思いますけども、この建設用地の中にやはりまだ未買収のところが残っているということで、本当に最後までそれが残っても工事に着手できるのかどうか、最後にちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、工事につきましては、2つの種類の工事があるかと思います。進入道路と造成工事という部分と、施設そのものを建てるプラントの工事というふうなことがあろうかと思えます。まずは進入道路と造成工事を先にやる必要がございます。進入道路、造成工事を行う区域においても、今、未買収の用地がございますので、そこについては仮設道路をつくりながらやっていくというふうな手法もあろうかと思えますので、そういう工夫をしながら工事に着工していくというふうな考え方でおります。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 峰高正行議員。

○峰高正行議員 何とか平成27年竣工を目指して頑張ってもらいたいと思います。本当に組合の皆さんも体に注意されまして、頑張ってもらいたいなと。ある意味、決して、何か本当に反対されている方のところに行くって、僕らも本当、私だったら本当に嫌だなあと、本当にしり込みするようなことなんですけども、そういう厳しい職務に精励されとるわけですので、重々お体に気をつけて頑張ってもらいたいということを申し述べて、終わりにしたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 以上で峰高正行議員に対する答弁は終わりました。

次は、1番植田隆博議員。

○植田隆博議員 1番、植田隆博と申します。よろしくお願ひします。

青山議員、また峰高議員が私のしようと思う質問について重複したり、また答弁があったりしまして、私がお尋ねすることについては、もうほとんど今までに何か答弁として、もうされたような気がしており、また、議長の方からは、重複は避けるようにという注意が最初にあったんですが、どうもそれには、注意をされるようなことになるかなと思うんですけど、通告に従いまして質問さ

せていただきます。

その前に、今ちょっと峰高議員の方からも言われたんですが、日々、土地の取得交渉に向けて頑張っておられる職員の方々には、本当にその労苦に対してねぎらいの言葉をというか、ねぎらいたいと思います。本当にご苦労さまと私は申し上げます。

それでは質問の、一つだけですが、未取得土地について問うということで、1番、この全体整備事業の位置図によりますと、進入道路の方向、要は県道になるんですかね、これ。竹野の浜の方に行く道路の西側、この全体図からいくと一番右側ですね、その部分の土地がほとんど未取得土地になっておりまして、そこから次の未取得土地が西の方にあつて、要は入り口の全体をそれが覆っております。このような状態にあつて、今後、先ほども答弁でありましたように、進入道路に向けて工事が進められるのかどうか、それを非常に危惧しております。

また、その土地についてももう少し詳しくお尋ねしたいんですけど、何筆あつて、地権者は何人ぐらいいらっしゃるのか。

3番目に、現在の交渉経過は。この部分の答弁は、もう今までにいただきましたので結構でございます。ですから1番と2番について答弁を求めます。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 進入道路部における未取得用地でありますけれども、用地買収の内諾をいただいているものの、相続手続に時間を要している土地、それから立ち木トラストが契約の障害となっている土地、この2種類のものでございます。

相続手続に時間を要している土地につきましては、平成23年度下期における進入道路着手時までに取得可能というふうに見込んでおります。

ただ、立ち木トラストの設定があり、用地の所有者としては了解しているけれども、立ち木トラストがあるがために売買ができないという方については、これが進入道路着手時までにどうなのかということについては予断を許さない状況でございます。

仮に進入道路着手時において、まだ用地が取得できていない部分があるというような場合には、平成27年度竣工に向けての工程上、大変厳しい状況がございます。そこで未取得分に対しては、仮設迂回路を設け作業を進める等の対応を講じなければならないだろうというふうに考えております。この場合は事業費、工期などに少なからず影響を及ぼすものというふうに考えております。ただ、これまでも説明してまいりましたように、現有施設の耐用年数が遠からず来ること、また合併特例期間を過ぎると、それだけでも起債の交付税措置率が変わってまいりますので住民負担がそれだけでも増大をしてしまうこと、また、全体の整備スケジュールがおくれますと、今ここにおります職員の人件費そのものが余分にかかってしまうということで、実は住民負担が大変ふえてまいりますので、この期間内の完成に向けて全力を挙げたいと、このように考えているところです。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 進入道路における未取得土地の筆数と地権者数をお尋ねになりました。

その未取得土地につきましては、9筆、地権者につきましては3人の方が所有されているというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 その3人の方は、現在地元にはいらっしゃる方といますか、居住されている方ですか。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 3人の方につきましては、一部、地元から出られておられますけども、ご親族の方が地元におられるという方もございますし、1人は相続者がわからないということで、相続者が特定できないことから法手続によって不在者財産管理人選任申し立てを神戸家庭裁判所豊岡支部の方に申し立てている方の部分でございますし、1人の方については今回、補正予算で買収についての分筆の用地測量をお願いしておりますけども、そういう方の所有地の部分でございます。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 そうしますと、ちょっともう一回確認なんですけど、相続不明者については法的手続をとられるということで、これは買収がかなりできる可能性が非常に高いということで理解するんですが、残り1人、もう1人の立ち木トラストの関係で難しいということは、多分これも、この短い期間の間に了解していただけるかなというふうに思うんですが、そうした場合は、残りあと1人ということなんでしょうか。これだけ一つお願いします。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） お一人の方が、土地の売り渡しについてはご理解をいただいておりますけども、その上に立ち木トラストという部分のつておるために契約できない状況になっているというふうなことでございます。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 それでは、私が一番に聞いております全体図の一番東側の分については、おおむね近い期間に解決するというふうに私は理解いたしましたが、続いて、もう一つ奥にあるところが全部、道路部分も含めて未取得土地という扱いになっておりますけど、このところはどういうふうな、今、経過なんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今おっしゃっているのが、位置図を見ておっしゃっているんであらうと思いますが、今の立ち木トラストというお話の部分については、3カ所、ここの図面では見えると思いますが、入り口の小さい部分と奥の部分の関係する部分でございます。用地測量を伴う部分については、入り口部分の山林部分のところは該当しているというところでございます。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 ちょっと今のはわかりにくかったですけど、私が最初に聞いたのは、位置図でいう一番東側なんですけど、一つあいて、左右でいうと左側の分ですね、そこの部分をちょっとお聞きしたかったですけど。位置図でわかるでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 進入道路から、東からいって2つ目の大きな部分と、3つ目の大きな部分というのが、土地は内諾いただいておりますものの、立ち木トラスト等によって契約が障害になっているという土地でございます。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 それでは交渉についての、今までも答弁であったんですけど、交渉に行くのも本当に大変だと思いますし、また、先ほど管理者から言われました、70人ぐらいの地権者がいらっしゃるというようなことがあるんですけど、そういうことの連絡はほとんど郵便でやっておられると思うんですけど、直接出向いて交渉するということは今まではされていたのでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 面談をして交渉するというのもやっております。当然まだどこにお住まいなのかわからない立ち木の権利者等もございまして、そういうところについては、ここを契約の相手方とされている団体の方にそういう名簿をいただきたいというふうな旨の通知を出させていたしております。出させていたしておりますけれども、その返事はいただいております。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 今の答弁を聞きますと、交渉相手を、わからない人に対して交渉せなあかんという非常に厳しい局面は理解できるんですけど、こんなことでというか、ここまで、ちょっと言葉の語弊が悪いんですけど、抵抗されて、抵抗されたということをあえて使うんですけど、何と申しますかね、霧の中で、だれがいるかわからない人を探して交渉せなあかんという、非常に私は難しい交渉事だなと思います。それと、もう期間があと、23年度の下期ということになると、あと1年だと私は思うんですけど、その間にそういうことが本当にできるのか非常に危惧しますし、執行部の立場も同情的に理解いたします。もっと法的なことを、できるものはどんどん探っていくって、何とかわかりにくい人たちを探し当て、交渉を進めてもらいたいと思いますけど、先ほども管理者の方からそういう意気込みはおっしゃられましたが、最後、その意気込みをお聞きしまして、多くの時間を残しますが、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 大変困難な課題も横たわっておりますけれども、先ほどもご説明しましたように、例えば地権者の方との話し合いでも、じりじりですけれど前に進んできた面も実際にはございます。この努力を引き続きしながら、他方で後ろの期限ということを強く意識して、その期限内に必ずつくるという意気込みでもって取り組んでまいります。

○議長（木谷敏勝） 植田隆博議員。

○植田隆博議員 最近、尼崎の方から神戸に抜ける弾丸道路みたいなのが64年もかかってできたという、それは今回みたいにこういうごみ処理施設を、現在の処理施設がもう使用限度に来るということを考えてやることから考えると、それはのんびりした工事であっても、それは直接的な大きな住民に

対して影響はなかったかもしれませんが、この事案についてはそういうことではありません。一層の執行部の方の努力を期待しまして、終わります。ありがとうございました。

○議長（木谷敏勝） 以上で植田隆博議員に対する答弁は終わりました。

次は、4番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 3点、質問を申し上げます。

第1点は、構成市町の、豊岡市、新温泉町、香美町、この10年間の廃棄物の処理状況について、現状と、それから評価、対策をお尋ねしたいと思うんです。

資料によれば、今、我々が直面しております広域ごみ処理場の中心は焼却施設の建設をめぐることでありますが、可燃ごみの総量は平成12年度4万7,750トンから、平成21年度実績で3万4,572トン、72%に減量をされております。これは280日が仮に稼働日数だと仮定をした場合は、1日123トンの焼却量に当たります。豊岡市だけを見ると、可燃ごみ、同じ年度で3万6,893トンが2万5,274トン、68.5%に減量しております。同じく稼働日数で割ると90トン。香美町の場合は、同じ期間で4,870トンが4,597トン、94%、日量16トンであります。新温泉町は同じ期間で5,985トンが4,700トン、78%に減量し、稼働日数280日とすると16トンであります。合計、先ほど申し上げましたように、日量123トンまで下がっております。

これは、人口の減少、産業の後退とともに、一方では管理者も特に意を用いてこられた市民への減量、資源化の取り組みの目覚ましい進捗状況でもあると思うんです。こういう状況を見ますと、私は根本的に今、この北但広域ごみ処理と言われるものの計画全体をしっかりと見直す時期に来ているのではないかと申しますのは、これは後ほど議案質疑でも行いたいと思っておりますんですが、既に施設の基本設計、詳細設計、あるいはまた事業規模を示す進入道路や施設の基本設計、詳細設計にまで至ろうとしております。なお、ただいまの議論を聞けば、議員の中には反対者を押しつぶしてでも着工すべきであると、こういうところまで来ておると。これは、私は重大なことだと思うんですね。そういう時期に、この状況をしっかりと見直すということが必要じゃないかと。

例えば新温泉町、香美町の16トンを24時間燃焼すれば日量6トン程度になるわけでありまして、また、それぞれの焼却能力は既に3施設とも十分の焼却施設となっております。さらにダイオキシンその他ということについても、既に国の基準はクリアしておると。新たにこれをメンテナンスで延ばせば大変なお金がかかるんだということが言われておりますが、この現状に立った再計算は行われていないと思いますので、この際改めて、時間があるわけでありまして、3年延長ということでもありますから、机上の計算、あるいは実地の調査をする期間もあるわけでありまして、再調査を含む見直しをする必要があるのではないかと。また、市民へも一層の減量、資源化の取り組みについて決意を示す時期に来ているのではなかろうかと、こう私は思いますから、この点についてご見解と取り組む意欲についてご評価を含め、お尋ねをしておきたいと思っております。

2つ目には、このことと関連して、今、新温泉町、香美町、豊岡市を含んで、北但地域にあつては山陰海岸国立公園の範囲内であり、同時に生物多様性条約のちょうど記念すべき会議が開催をされ、各市町ともこのことについて取り組みを進め、なお、冒頭にはジオパークについて賛意を示さ

れる議員もいらっしゃいました。これはまさに循環型社会形成を行う時期に当たって、非常に有利な状況でもありと思われまます。

けさ、私がたまたま議員配付を受けました資料によれば、生物多様性条約について、機関誌「S a t o y a m a」に我が管理者である豊岡市長、中貝氏が出稿されました原稿を受け取りました。英文とともに和訳も、もともとの原文かもしれんけど、原稿もご配付になりまして、翻訳はしなくてもよかったんでありますが、この中には次のような記述があります。「こうした地形的特徴は、人間にとっては厄介なものだが、これらの低湿地は湿地生態系として機能しており、豊岡を湿生生物にとっての理想的な生息地にするとともに、生物多様性の宝庫をつくり出している。」まことに高邁なご見解が述べられております。

また、別のところには、「さまざまな努力の結果、豊岡の湿地生態系が再生され、コウノトリのみならず、たくさんの魚やカエルなどの生きものとともに生物多様性も再生されてきた。大切なのは実行可能なストーリーを描くことだ。人々を束ね、地域の絆を高めるようなストーリーを」ということで結ばれております。

私は、今回のことだけでなく、廃棄物処理行政が数十年の耐用年数を経ると、次から次に新しい野山を切り開き、さまざまな理由を付して山林を破壊するということが繰り返されてまいりました。かつて私たちが小さいころは、ごみ処理というのは野焼きをしていて、大変不衛生なところだなあというのが子供の印象でありました時代。同時に、その時代は田畑に我々の廃棄物は還元する循環をしておりました。しかし、そういう素朴な循環は断ち切れ、ダイオキシンを名目に煙を出すことは一切合財禁止されるというような極端な法行政のようなことが今日まかり通るようになり、ますますごみ処理は、素人の目からはもう理解しがたい装置に移されるということになっております。

私は、けさほど受け取りました管理者、豊岡市長がお書きになった文章に、この文章の限りでは全面的に賛意を表すものでございますけれども、同時に、今、我々が進めている、こういう世の中の行き方がよいのかどうか、これはまさに生物多様性条約が開かれる名古屋の会議でどういう位置づけになるのか、さまざまな産業の対策については論議をされておられますけれども、この廃棄物処理行政についての未来についてはお話を承ったことがございませんので、改めて、単に生物多様性だけではなくて、ジオパークを含め、この但馬が宝庫であるとおっしゃる以上は、そういう立場からのお取り組みが必要ではなからうか。私は、できるだけこういう物事は自然の循環に近づけることに我々が意を用いていくということが必要ではなからうか。確かに今の森本・坊岡地域も里山の一つであります。里山を定義するのはなかなか難しいそうでございますが、何回か候補予定地を見学させていただく機会がございまして、但馬でもまれに見る行き届いた里山を形成しておられるなあとは私思っております。もし37ヘクタールを買収するのがこの里山の条件を一層高めるといふことであるなら、これはまたこれで極めて先進的な取り組みになると思いますが、一方では大規模な山林破壊を伴わざるを得ないということでもありますから、私は、この点では大いに研究、検討、見直しを含む、再検討を含む考え方が必要ではなからうかと思うのであります。

3つ目にお尋ねしたいのは、都市計画決定手続がほぼ最終の段階に入っておる、生活環境影響調

査も既に縦覧を終わられておられる、いよいよ都市計画決定なり環境影響調査の終了を待って開発行為に移るといふ段階でのお話がいろいろ出てきておりますので、その進捗状況についてもお尋ねをしておきたいと思いますが、特にこの中で一番私は今、この組合も議会も住民も逢着している大問題は、住民、地主との合意の関係であります。私は、この事業を進める当初から、地元合意、住民合意というのは何かということに十有餘年前、まだ北但行政事務組合が成立する以前、但馬の事実上の自治会である市町長と、それから議長が集まった協議会のときから、この広域行政の帰結するところは施設の建設になるから、地元合意のあり方については極めて困難であるということを目指してまいりました。案の定、上郷が最適地だと言われてから4年以上もめにもめて今日、森本・坊岡地区が決定をしたということになっておりますが、この合意たるや、何の地権者に対しても権利があるわけではない区というのが合意したから地域が合意したのだと、これに反する者は邪魔者だと言わんばかりの取り扱いになっている。

私は一つ感想を申し上げておきたいと思いますが、もちろん職員の方々の職務としてのご努力、ご苦労は敬意を表しますが、しかし、そこに住んでいたばかりに、その地主であるばかりに、何で職員からこんなに説得という行為を受けなきゃならんか、そして、まさに村を分断して、村の中で反目するような人間関係に置かれなければならないのか、これは上郷のときからはっきりしたことです。一方、反対者はゆえなく反対していると言わんばかりの、条件提示をしても、条件提示などはありませんと言われる状況に立ち至るのか。これは、すなわちそこに住んでいるからであります。住んでいて、嫌だというのに理屈をつけると、これは資本主義社会における所有権の否定に通ずるものであるということは上郷のときから私は主張してまいりました。私は、改めて地元住民合意と法の適正な手続との関係が不備であるというところから来る根本問題がありますから、これは管理者や職員だけの欠陥だということを言い立てるだけではありません。日本の都市計画法は、結局縦覧、意見書の提出までは行きますが、意見書の取り扱いはブラックボックスに入っていて、意見書を出した者についで満足はいく回答さえないと。

また、生活環境影響調査。本来そこにトンボが飛んでいるとか、川が流れているとか、ガスが飛んでいるかどうかということよりも、そこに住んでいる人間がどういうふうに住生活環境に影響を受けるかという調査、社会的な生活上の調査を含むべきでありますけれども、これは全く欠落をしたまま。工事の着工によって自然がどのように変形するか、それがどの程度回復するか、あるいは回復しないまでも代替の条件が設定されるかということを考えるにすぎない。こんな手続でいきますから、一番ひどい場合には軍事基地の場合であります。アメリカ国内では生活環境影響調査は社会的な生活調査に及んでおりますから、沖縄で行われている強権的な軍事基地の拡張はできないと言われておりますけれども、これは軍事基地のみならず、日本の開発行政にとってはアキレス腱となっております。そこに住んでいる人間が幾ら嫌だと言っても、いわば都市計画決定は県知事としかるべき権利を持つ首長がオーケーをした場合は、行政手続としては合法化されます。裁判所に訴えても、大体都市計画決定を覆すことはできないと言われております。私は、このような条件でありますから、個々の地権者が個々に抵抗する以外に方法がないという状況に追い込まれていること、

職員の労をねぎらわれた議員もいらっしやいましたけれども、私はそこに住んでいるばかりに、嫌だと言ったばかりに無一文で、いわば公費は1円も支給されないのに、意見を言うためにさまざま法手続を踏まなければならない、さまざまに交渉しなければならない、さまざまに、あるいは法律家にも相談しなければならない、こういう時間と資源と会計的な支出に対して本当に衷心より敬意と感謝を申し上げたいと思うのです。下世話に申し上げれば、職員の皆様には公務員としての待遇が保障されますが、そこに住んでいる地権者には何の保障もありません。私はこのことについて、本当に職員の皆さんも、もちろん管理者を含む職員の皆さんも、議場にいる我々も、心して今後の論議を進めなければ、反対の意見を出す者に対して、そこに行くのがつらいだろうと。訪問される側がどんだけつらいか、ここに思いをいたさないようでは公務員でも、————— と思うので、私の所感を申し述べましたので、ご回答があれば、ひとつご回答を賜りたいと思います。

以上で第1回といたします。

○議長（木谷敏勝） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの安治川議員の発言中、不穏当の部分については、後日、議長において精査の上、措置することといたします。

それでは、会議を続行いたします。

午前中の4番安治川敏明議員の質問に対し、答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からも最初に申し上げたいんですが、今、この組合で賢明に仕事をしてくれております職員は、もちろん公務員の身分は保障されておりますけれども、決して個人の利益のためにやっているわけではありません。この1市2町に住む人々のごみを処理する施設をきっちりつくりたいという、その公共心でもってやっておりますので、この点についてはぜひともご理解を賜りたいと思います。

まず、ごみ量についてのお尋ねもございました。安治川議員からは、21年度の可燃ごみが3万4,572トンといったご指摘をいただき、そこから逆算すると、処理施設の容量がたしか123トンで済むといった、こういったお話がございました。可燃ごみについてはそうなんですが、今計画しておりますのは、これ以外に汚泥があります。これが21年度、まだ推計でありますけど4,522トンございます、年間です。さらに可燃残渣、不燃物の中でも燃えるもの等がございますので、そういったものが1,075トンございます。これは不燃ごみの35%程度がこの可燃になるだろうという推計値でございます。それらを合計をいたしますと、4万169トンということになります。これを単純に280で割ればいいのではなくて、きちきちのものでは、平均値としてはごみの量があっても、あるときは多く、あるときは少なくございますし、あるいは水害があつて新たなごみが急遽出てくることもございますの

で、一定程度の余裕を持つ必要がございます。あるいは調整ということもございまして、0.96で割るといふふうに一般的にやっております。それで単純に計算をいたしますと、150トンという数字が出てまいります。これはあくまで今のごみの量から単純にすればということもございまして、あと余裕率をどういふふうに見るのか。特に例えば旧豊岡は台風23号で大変な災害ごみを出しました。豊岡市民が1年かかって出すごみに相当する量が一気に出てきた。その処理に四苦八苦をいたしました。こういった危機対応をどうするのか等がございまして、焼却炉の能力自体は単純に今申し上げたように150トンになりませんが、計算としてはそのようなものが出てくると、ご参考までに申し上げます。

ごみの減量化をさらに進めるべきだというご指摘もございましたけれども、それも全く同様でございます。これまでさまざまな努力があつてここまで来ておりますので、さらにこの努力は1市2町連携をして徹底してまいりたいと思います。

議員からは、こういったふうな大きな変化がある中で、計画全体の見直しを行うチャンスではないか、こういったご指摘をいただきました。この見直しのイメージがどのようなものなのかは、もう少し議員からお尋ねしないとわからないわけではありますが、規模そのものについては、かねてから答弁させていただいておりますように、タイミング的に間に合うぎりぎりの段階のごみの減量の度合い、あるいはその後の推計を見た上で適切な能力というものを決めてまいりたいというふうに思っております。小さいもので済めば済むほど市民負担、町民負担が減りますので、これはぜひそのようにしたいと思っております。

ただ、焼却方式につきましては、これまでの長い検討の結果、最も安定して信頼度の高いストーカ方式をとるということに決めておりますので、この点についての変更は、するという考えを持っておりません。

それから、焼却灰等の再生利用につきましては、先ほど青山議員のご質問にお答えしたとおりのことで進めたいというふうに考えております。

また、この1市2町で共同して行うということ自体も、このことについては、これを再度検討し直すという考え方は全く持っておりません。現在の体制でもって進んでいきたいというふうに考えております。

それから、生物多様性の保全でありますとか、あるいは山陰海岸ジオパークの認定等を踏まえて、自然の循環に近づけることが必要だというご指摘をいただきました。この点については、私も全くそのように思います。自然に対して無理なく素直に適合するような暮らしづくりを上げていくというのは、私たちが進んでいくべき道だというふうに思います。ただ、そのことがあるからといって、では、ごみ焼却施設をつくるなとかいうことにはならないものというふうに考えております。ごみゼロを目指すといった動きも各地で出てきておりますし、それは姿勢として私も高く評価しておりますけれども、それでは今のごみ処理施設の耐用年数が来る25、26、27あたりまでに、ではこの1市2町のごみをゼロにすることができるといふと、それはほとんど不可能であります。現にごみゼロ宣言をやっているような町の中にも、これは言うなれば現実可能なものというよりも、

姿勢を示すものである、例えば平成20年の6月に葉山町長が文書を公にされておりますけれども、ゼロ・ウェイストというものは、現時点においてはほとんど非現実に近い目標であるとご本人自身が言っておられます。しかし、だからといってゼロにする努力を怠ってよいということにはならないと。ゼロ・ウェイストの真の真価は、ゴールに向かって行動する点にある。交通事故ゼロは、そんなことができるかといって看板をおろすわけにはいかないだろう。そういったようなことが書かれております。

したがって、議員の言われているような姿勢については私も賛意を表しますけれども、現実問題として当分の間、1市2町から現実にごみが出てくる。そのごみを安全、確実に衛生的に処理していくには、現在の計画の方式が最もすぐれているものというふうに考えております。ただ、その施設を現につくる過程で、自然への負荷を極力小さくしていくというのは、これは当然のことです。ですので、今後、そのようなことについても十分意を用いてまいります。

現在の場所では、山を一部改変することになりますので、その意味では自然破壊をすることになりますけれども、かねてから議員が所属しておられる政党が言っておられますように、3つ別々につくることになると、その方がよっぽど自然の改変が大きくなるものというふうに考えております。3つ別々につくるよりも、まとめて一つでつくる方が自然への負荷は小さいと。

さらに、地球温暖化のことについてはお触れになりませんでしたけれども、これも同じ政党の議員の方が言っておられましたけれども、今の施設を使い続けてはどうかという提案がございました。しかしながら、今の施設を使い続けるよりも、新しい施設の方がCO₂の排出量は32%削減ができる、こういった試算も出ているところでもございます。したがって、現在の方針を基本としながら、さらに具体化を図る段階でさらなる自然への適応方の努力をしてみたいというふうに私としては考えております。

それから、開発に当たっての住民合意、地元合意の手続についての議員のかねてからの持論をお聞かせいただきました。ただ、現在の法律のもとでどうかということについては、もう議員自身もお認めになっておりますように、現実のものがございますので、その手続に従って私たちとしては手続をといいましょうか、事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

この問題は、公益的な利益と私的な利益が対立する場合に、その利益をどのように調整するのか、その手続に関するものでございます。仮に安治川議員のご意見から推測できるように、一人でも反対者があった場合に、これは地元合意ではないというような立場をもしとるとしますと、すべての公共事業は全くできないということになってしまいます。片方に、確かに個々人の置かれている、ある意味の切実なお立場はありになりますわけでありまして、私たちも何もその方をいじめることを目的にやっているわけではございませんで、先ほど申し上げましたように、この1市2町の人々が毎日出してくるごみをきちんと処理をしていく、その責務を果たすためにこのような職務をやっているわけですので、そこのところを現実にもどのように調整するのかという問題だろうと思います。いずれにいたしましても、北但行政事務組合といたしましては、現在の法手続のもとにおいて事務処理を続けてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（木谷敏勝） 安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 まず、ごみといいますか、廃棄物の推移について、真っ先に管理者から論評がありましたから、この点、さらにお尋ねしておきたいと思いますが、廃棄物が現状でどう推移するかという前提でお話しになったと思うんですね。翻って今、ことしの春から、特にゼロ・ウェイスト、あるいはごみゼロということについて但馬地域の住民や行政、議会の筋の関心が高まって、上勝町への視察その他がふえている、あるいはご招待なされた、そういう関係もある。これは今、管理者がおっしゃったように、ゼロ・ウェイストという宣言をしたからごみが現実になくなると、そんなことはない。そんなユートピア的な発想で行われているわけではない。しかし、ごみの減量というのを単に排出量を減らすということで考えても、発生源での抑制ということが伴わなければ、これは一つの町だけではないというのは上勝町長のお話でもあったように私は承っています。その点では、今のお話とどういう関係になるか。というのは、簡単に言うと、ごみ減量の努力が今後どのように行われていくかと密接な関係にあるというふうに私は思うんです。ですから、例えば日量150トン、さらに余裕を見る必要があるという議論は当然成り立ちます。しかし、同時にこの150トンの中身で家庭から排出される半分以上のごみの減量を例えば市民が適切な補助行政などの助けによって一層進めるということは可能じゃないか。かつて私は堆肥化施設についても申し上げたことがあるんですが、今、管理者、同時に豊岡の市長でもありますが、かねてのご主張のように、コウノトリの舞という、できるだけ減農薬、あるいは無農薬に近い姿で農作物をつくろうというのであれば、当然堆肥が大量に必要になってくると、こういうことを今から準備していくことは何ら矛盾したことはないではないか。こういうことを考えると、焼却ごみが150トン出るということを前提に議論をするというのは、これはやや不正確ではないかと私は思うんです。

それからもう一つ、住民合意の点なんです、私は100人の住民がいて、100人が賛成しないものは一切してはならないと、そういう立場ではないんです。そうではなくて、そもそも住民の合意を諮る手続が法に定めがないという中で、住民合意というのをある地域の自治区の賛否に依存するという、この今のやり方は、よく考えなきゃならんと。それでは、逆に言ってしまうて申しわけないんですけども、上郷を決定したときには、1位から5位までの予定地があった。さらに上郷を断念された後、改めて選定手続をいろいろお考えになって、その中には地元地区が反対したからという理由で用地選定委員会がこれを選定しなかったという経過のご報告を受けた。こういうことから考えると、法的手続ではないところで地元合意というのが決められていくわけだから、これはいわば政策上の判断で決めていかなきゃならんということがありますから、1人であるか2人であるか3人であるか、それは別として、地元真剣なそういう意見をお持ちになっている住民がいる以上、これを参酌していくということは当然のことではないかと私は思うんです。

この2つの点について、さらにご見解があればお伺いしておきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 安治川議員と基本的な土俵にのれたのかなと思っております。つまり単なる予測ではなくて、そこに意欲というものを込めて、それを前提に処理能力を決めるべきだという議論

をいただいているように思います。そうしますと、安治川議員と私との違いは、まさに施設の規模をどうするかということでございますので、そのところはさらに議論を深める余地はあるのではないかというふうに思っております。

私たちがこれからの予測をする場合に、単に過去の推移でこれからこうなるだろうというようなことで将来の計画をつくるわけではありません。さまざまな努力をして、どの辺まで減らすことができるのかということも含めてごみ処理計画をつくりますので、ただ、それがもっと行けるのではないのか、いやいや、そんなには行けないよというのは、これはまさに程度の議論でありますから、もし安治川議員と私との違いがその程度であるのであれば、さらに手を結んで、この施設整備を進めていければなど、このように思っております。

冒頭申し上げましたように、ごみの減量化をさらに図る必要があることは、これはもう全く異論のないところでございますので、ぎりぎりのときまで粘った上で、一体じゃあどの程度の処理施設が要するのか、規模、能力が要するのかということを決めると申し上げましたけれども、その際にも私たちの努力をどの程度まで現実に見込めるのか、そのことはしっかりと検討したいと思います。

ただ、例えばこの町が将来人口10万人を目標としているからといって、10万人を前提にした、では公営住宅をつくれればよいかというと、そうではありません。現実問題として人口減少があるのであれば、10万人規模を前提とした住宅政策をとれば、明らかに過大投資になり、それは市民生活を苦しめます。ですから、その意味ではごみ処理施設についても同様でございまして、単なる希望だけで施設規模を決めるわけにはまいらない、このように考えております。

堆肥化についての提案もかねてからいただいたところでありますけれども、これまでも申し上げましたように、下水の汚泥を堆肥化するというのは、これを北但行政として行うのはふさわしくないと、このように考えております。といいますのも、個々の家庭が下水汚泥を持って帰られて、ある程度処理したものを持って帰って家庭の菜園に使うとかお花に使うという程度ならいいんですけども、農業者が業としてこの下水汚泥をもとにした堆肥を使いますと、たちどころにマイナス面が起きてしまいます。これもこれまでにお話しいたしましたが、例えばコープこうべなどは、下水汚泥を使った堆肥で作られた農産物は受け取らない、売らない、こういったような基準を設けているところでもございます。つまり品質についての不安がどうしても残ってくる。もちろん不心得な者がいつもいるとは限りませんが、もしあったときに、それをなかなか防ぐことができない、こういった懸念がございまして、下水の汚泥を堆肥化して、これを広く堆肥として農地に戻していくということについては消極的にならざるを得ない、このように考えているところです。

ただ、この汚泥につきましても、先ほど青山議員のご質問にお答えしましたけれども、焼却した後はセメントの材料になるということでございますので、これも立派な循環型社会に資する方式ではないかというふうに考えております。

それから、大きな2つ目の住民合意についてのご質問をいただきました。今の法体系の中に、例えば自治区の賛否というものが物事を進めるときの条件になっていないというのはおっしゃるとおりであります。私は、今の法のあり方というのは決して不当なものではないというふうに思ってお

ります。もしこういったことを法の中で一般化いたしますと、例えば日本全体にかかわるような利益がたった1つの区のために実現できないということが実は起こり得るわけでございまして、現に日本の防衛のために必要な施策の判断がたった1つの市のトップの判断に任されてしまった、それによってどの程度の混乱が起きているかという、この一つのことをもってみても明らかであります。

ただ、私たちの中ではそういった考えを徹底しておりませんで、一つの地区の中のコミュニティーの一員として施設をお願いするわけですから、そこは柔軟に、地区としてのまず了解をいただきたいという、法にはない、いわば自前のルールを設けて、これまでやってまいりました。この点については、もう森本・坊岡についてはご了解をいただいた。あとは本来の法原則に戻って地権者の方々との交渉が残ってくるだけだと、このように考えているところです。以上です。

○議長（木谷敏勝） 安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 ちょっとこの議論ね、大事なのもう少し進めておきたいんだけど、この施設の規模が合意できれば、つまりいいのかというお話です。私が第1問目に3点に分けてお尋ねしていた趣旨は、今のごみ処理行政の推移を見て、全体の構想を見直すことが必要ではないかと申し上げたわけでありまして。もちろんゼロ・ウェイストの考え方も賛成だとおっしゃるわけでありましてから、その中にそれを組み入れて、今の基本計画の中には組み入れてありませんから、そうして再検討をすべきではないかということをお願いしているから、その限りで再検討なさるといふご意思が明確であれば、私は規模の問題も議論したらいいと、これは当然のことだから、そう思いますが、しかし、そここのところだけを切り取って、それだけかとおっしゃるのであれば、私はそれだけではありませんということをお願いして、なおかつお尋ねをしておきたい。

さらに、中身に踏み込んで、堆肥化施設をつくった場合でも、下水道汚泥はだめですよという業者がいるというお話でありました。それはそうでしょう。私はすべての汚泥なり廃棄物が堆肥にできて、有用な堆肥になるというふうには思っておりません。しかし、現に但馬地域でも、例えば牛ふんや、それから家畜のふんを用いて立派な堆肥の産業が成り立っているところも見学をしたことがあります。さらに自家処理的な処理の仕方ではありますが、現に葉山町でも上勝町でも、家庭の生ごみについてはごみ処理機を適切に運用することによって、圧倒的な家庭生ごみを事実上は焼却処分をしないで堆肥として処理をしている。これが産業として成り立っているかどうか、これはまた別のことです。日本には高い技術があるわけでありましてから、私は大半の生ごみ、あるいはまた我々が排せつするものについても適切に処理する技術を開発していくことは可能だろうと。そうしなかったら、この廃棄物については永久にCO₂を排出する施設を必要とするということになってしまいますから、それは、そうではなかろうかと。そういう全体像を見直すということであれば、規模の問題についても大いに議論したらいいと私は思うんです。ですから、あえてお尋ねしておきたいのは、規模を考えるとというのは、同時にこの10年間、あるいはもう少しの期間が経過しましたけれども、この広域処理ということについての全体像の見直しということが可能であるのかどうか、そうお考えになるのかどうか、これについてお尋ねをしたい。

さらに、住民合意の点については、今の法手続のもとでこれがなっていないのが残念だということ

とが私の立場でありますけれども、しかし、私は今の区、あるいは一首長の意見が法手続にのるかどうかということの問題にしているのではないんです。そうではなくて、今の開発行政、あるいはまた都市計画の行政のあり方は、いかなる手段も、この賛否については問われるところがないと、そういう手続がないという中で事が進められるということについては、これが法の現実ですから、そうすると、そのもとで公共事業として物事を進めなければならない地方自治体にあつては、可能な限り住民の意思を、丁寧にこれをしんしゃくしていくということが必要だと。

その中には、例えば区ということをおっしゃった。この中では細かい議論が出ておって、きのうでしたか、豊岡市議会の議員には男女共同参画に関する委員名簿の配付もありました。今度のこの行政の中では、区の総会に女性の意見が十分反映されなかったという議論も起きています。こういうことについてもきちんとした評価をする、こういうことが必要じゃなからうかと私は思うんです。こういうことを欠いたまま区の賛成があつたと言うのは、この女性の立場から言えば、男社会が相変わらずまかり通っているなあということをおっしゃっているわけだから、このことについてはちゃんと反省をする必要があるんじゃないかと。いずれにしても、私の言いたいのは、法手続が不備である。その上で、なおかつ公共事業を進めなくちゃならんということについては、十分意を用いなければならないということについてのご認識はいかがなものだろうかということをお尋ねしているわけでありませう。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 各家庭で生ごみを堆肥化する、そういったことをさらに進めていくべきだということとは私も全く同感であります。要するに議員が前段でおっしゃっておられるのは、要はごみの減量化をどのような技術でもって、あるいはどのような社会的仕組みでもって実現していくのかという、こういうご提案でございますので、それは私たちも、結論が一緒になるかどうかは別として、しっかりと検討したいというふうに思っています。結果としてそれは、要は処理能力の規模をどうするかということに結局は尽きるのではないかと、私たちの立場からいえば、そういうことにならうかというふうに思っております。

それから、広域処理の見直しについて、この可能性があるかとおっしゃいましたけども、可能性はないと断言をさせていただきます。もともとこの北但行政事務組合自体が広域で処理することを前提にして、それをどのように進めるべきかということを経験する場でございます、そもそもこの場で広域のあり方を、もうやめるかどうかということを経験する場ではございません。どうしてもおっしゃるのであれば、それぞれの地元の市町にお帰りになって、この組合から脱退するのかどうかという議論をされるのが筋ではないかと、このように思っております。

これは手続論であります、内容的に見ましても、これまで説明申し上げましたように、財政的な負担を減らすことができること、ダイオキシン対策をさらに進めることができること、あるいはエネルギーの有効利用ができること、CO₂を減らすことができること等々のことから言います、この方式が現時点で考えられる最も妥当なものだと、私としては考えております。

それから、開発行為についての法的手続のことについて再度のご質問がございました。法的手続

が不備であるとおっしゃるのは、これは議員の見解でございまして、私としては必ずしもそのようには思っておりません。

それと、そのことについての議論をこの場でするというのも、ふさわしいものではないというふうに思います。先ほど申し上げましたように、事業を進める立場といたしましては、既にあるこの法律に基づいて事務を進めていくだけであると、このように考えております。酒を飲んだようなときに議員と、あれは不備だなあというような議論を交わすことについては全く政治家としてやぶさかではございませんので、そういう場であれば、大いに議論をさせていただこうと思っております。

男女共同参画のあり方についてもご意見の披露がありましたけれども、私はこの2つの地区の決定は妥当なものであると、このように考えております。それは、各地区の意思決定のあり方が各戸を単位としている、それぞれの戸の中の意思決定がどのような手続で、あるいは過程でなされるのか、それも個々の家庭の中の問題でありますので、そのことについて行政の側があれこれ言うべきではないと。現にかかあ天下の家はたくさんあろうかというふうに思っております。そんなことでありますので、私としては現行の手続に基づいて進めてまいりたいと、このように考えているところです。

○議長（木谷敏勝） 安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

次は、8番谷口功議員。

○谷口 功議員 谷口です。今、安治川議員の質問で、私が聞く内容はほぼ議論があったかと思うんですが、少し角度を変えて聞いてみたいと思います。

これまで地球温暖化という言葉については、私たちもやっと耳になれてきたかなという感がいたします。ところが、ことしは名古屋で生物多様性問題ということが、国際的な会議が開かれて議論がされている、報道もそういう報道がなされるようになって、まだ本当にどういうことなのかという概念すら理解ができないような状況のもとで進んでいるわけですが、管理者である豊岡市長は、既に豊岡市での取り組みで、この生物多様性の問題というのはしっかり取り組んできておられるようであります。したがって、まずその生物多様性問題とはどういうことなのかという概念をお教えいただきたいなということを思います。

そして、既に私たちの手元には、この予定地内の生活環境影響調査に基づく動植物の実態の調査がなされた結果が報告をされています。これは、この生物多様性の問題とはどのようなかわりがあるのか、どういう状況になるのかということについてご説明をいただきたいと思います。

また、ことし5月だったと思うんですが、管理者は豊岡市長としてだと思うんですが、豊岡市の経済・環境問題のイベントだったのでしょうか、で、ゼロ・ウェイストを提唱されている笠松上勝町長と懇談といいますか、対談をなされていたと思うんですが、この対談の中でどんなことを感じられたのか、あるいはどういうことを酌み取られたのかというようなことについてお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、ゼロ・ウェイストについて、今もありましたし、2月の定例会でもお聞きをいたしました。改めてそういう対談を受けて、あるいはこういう生物多様性というような問題が大きくなり上げられている中で、ゼロ・ウェイストの取り組みについてもお聞きをしたいと思います。

第1回目は以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 多様性の反対は一様性とか単一性ということであり。要するにいろんな種類のものがいっぱいいる方が強いとか、安定しているとか、そういったことでございますので、いっぱいいるという状況を守っていかう。今は、日々何万種という生き物が根絶やしになっているということで、多様ではなく、だんだんだんだんわずかな種類の方向へ、この地球上の生き物が行こうとしている。それを食いとめるべきだということで、今、名古屋で会議が開かれています。

少し立ち入って説明しますと、この多様なものというのは3つのレベルで議論されております。一つは生態系の多様性。例えば砂漠のような、我々にとっては大変なところに見えますけど、ああいうところしか生きられない生き物がいますので、例えば砂漠のようなところの生態系、あるいは海の中の生態系、その海も温かいところ、冷たいところ、あるいは深海のところ、まさに多様にあるわけであり。そういった生態系の多様性が失われないようにしていく必要があるということ、これが1つです。それから2つ目は、種の多様性です。一つの生態系の中にも、例えば人間もいればコウノトリもいて、カエルもいて、カエルの中でもアカガエルもいて、アオガエルもいてとかという、そういう種の多様性が守られることが必要であること。3番目に、遺伝子の多様性です。同じカエルの中でも、より高く跳ぶものもおれば、そうじゃないものもいる。私たち人間にもいろんな人間がいるわけでありまして、そういったものは多様であることが大切である。生態系の多様性と種の多様性と、それから遺伝子の多様性、これは個々の個性と言っていいかもしれませんけれども、そのことを大切にしようということが一つ大きな柱です。

2つ目は、それらがつながっているということです。例えば、なぜコウノトリを豊岡は一生懸命守ろうとしてきたのかというと、コウノトリが食べるえさがある、そのえさはまた別のえさを食べるというふうにつながっていますので、どこかでそれが崩れますと、その上に立っている生態系は壊れてしまう。ですから、私たちがつながりの中において恩恵を受けているということとちゃんと認識をしようという、この個性ということと、つまりほかとは違ういろんなものがあるということと、それがつながっているということが、この生物多様性のいわば核心部分でもあります。

こういうことと、このごみ処理施設なりごみ焼却がどうつながっていくかということでもありますけれども、このごみ処理の施設あるいはごみ処理のあり方が生物多様性に対してマイナスの負荷を及ぼすことは当然あり得ます。かつての全く規制されていなかった焼却施設のもとでは、ごみは野焼きでありましたので、そこには危険な物質が後に残ってくる、あるいは大気汚染が起きる、水質汚染が起きる。それは生態系を壊し、あるいは種を傷め、あるいは遺伝子に危険を及ぼす、こうい

ったことが起きてまいりますので、このごみ処理施設をつくるに当たって、あるいはごみ処理をするに当たって、こういった生物多様性に対する負荷を極力少なくすることが必要である。極力といいますのは、絶対ゼロにすることは、これはできないわけでありまして、私たちがここに生きていだけでもさまざまなプレッシャーを生き物に与えているわけですから、そこはゼロにはできない。それを可能な限り小さくしていく、あるいはどうしてもそこで何らかの破壊行為をせざるを得ない場合には、代替的に別のところにそれを補てんをしていく、こういったことをやりながら自然へのインパクト、マイナスの負荷を小さくしていく、このことが大変大切だというふうに思っております。

こういったことから、ごみ処理施設についてはさまざまな法的な規制がなされてきて、今日の姿になっております。大気の大気排出基準が強化をされ、あるいは水質基準が強化をされ、あるいはダイオキシンの規制が強化をされて、それを満たすものでなければ施設ができないというふうに法体系ができてきました。今、私たちが計画しておりますのは、その法的な規制以上の自己規制をしようとして、基準をつくって、さらに自然へのマイナスの負荷を小さくするという計画を立てております。さらに運転が実際始まったときにも、同様の負荷を小さくするという姿勢をとっていく必要がございます。

あるいは進入道路をつくりますと、山すそを切らざるを得ません。そのときに、例えばコンクリートでべたっと押さえてしまうのか、生き物のすめるような配慮にするのか。護岸の場合でも同様のことが起こりますけれども、そういったことに意を用いていく。

あるいは今、30数ヘクタールの用地買収の提案をさせていただいておりますけれども、その大半は守るということでありまして。ところが、森はほうっておくと、かえって森としての機能を失ってしまいますので、むしろ人間が里山に入っていく方が自然は豊かになる、こういうことがございますので、周辺の森林についてもそのような手当てができないか、全部は無理としても、そのようなことをして、むしろ私たちの施設が行くことによって、そのあたりの里山の自然度が高まる、こういったことをどのように配慮していくか、そういったことがこれからの大きな課題ではないかなというふうに思っています。

笠松上勝町長との懇談についてのお尋ねもいただきました。

実はごみ処理の問題でお招きをしたものではありませんで、環境経済戦略をさらに豊岡で広げるために行われたものでございます。環境と経済はしばしば矛盾をする、環境を破壊することによってしか経済は発展しないというふうにかたく信じられておりましたけれども、実は環境をよくすることによって経済は発展することがあり得る、それを町の政策として進めようとしております。とは言いながら、なかなか市内の人々に実感していただけないものですから、具体例を市民の皆さんに知っていただくということで、市内の先進的な企業の報告と、そして先進的な事例として、例えば葉っぱビジネス等で大変目覚ましい実績を出しておられる上勝町長に来ていただくということで来ていただいたと。

ただ、ご本人は大変このごみゼロにご執心でございまして、あの場以外でも盛んに、環境、経済

の話をしようとするんですけども、いつの間にかごみゼロに話が行ってしまうということで、主催者としては、本来の趣旨からということでは少し気苦労した面もあるんでありますけれども、ただ、それほどまでに一つの自治体のトップがごみゼロということに執念を燃やしておられて、そしてその姿勢に共感をして多くの町民の方々が参加をしておられる、みずから努力をしておられる、その姿勢に私も大変深い感銘を受けました。

他方で、今の上勝町でも、ごみはゼロになっているわけではございませんし、その残されたものをほかの町のごみ処理施設に委託をして処理をしておられるという意味では、まだ最後まで論理は完結をしていない。そして、恐らくそれはなかなか難しいのではないかという気もいたしました。したがって、その姿勢でありますとか理念には深く賛同しつつも、現実を見据えた上での当面のごみ処理施設整備を行っていく必要があると、そんなことを感想として持ったところでございます。

ゼロ・ウェイストについても先ほど申し上げたとおりでありまして、理念としては全くそのとおりだと思いますし、それに近づける努力をすることこそが大切だということも、私としては全くそのように思いますので、私としても北但のお二人の町長、あるいはこの地域の住民の皆さんとも一緒になって努力してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 予定地内の動植物の環境影響調査の報告の結果についての答弁をいただけていないんですが、あわせて聞いたらいいですか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 大変失礼しました。

生活環境影響調査におきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に定められた生活環境影響調査項目、これは大気質、騒音、振動、悪臭、水質と、そのほかに循環型社会の実現にふさわしい地域環境及び生活環境の保全に適切な配慮がなされた施設整備計画とするために、地域の特性を考慮した項目として土壌調査、あるいは動植物調査というものを実施いたしております。

動物につきましては、事業実施区域周辺に新しい生息地、先ほど申し上げました改変面積を含め37.1ヘクタールという面積を持っておりますので、そういうところに生息地を求めて移動する、あるいはその移動先が供用後においても主要な生息地になるというふうに考えております。

また、本事業では低騒音・低振動型建設機械を使用することにより、動植物に対する影響の軽減を図るとともに、仮設沈砂池による濁水防止対策、工事区域外への不要な立ち入りの制限、緑地環境等の創出が積極的に行われる計画であり、影響を軽減することが可能というふうに考えております。

植物につきましては、緑地環境等の創出、のり面の緑化、工事区域外への不要な立入禁止により影響を軽減することが可能というふうに考えております。特にのり面緑化に際しては、表土のまき

戻しや事業実施区域周辺の郷土種を使用するなど、地域の生物多様性に配慮することにより影響を軽減することが可能であるというふうに考えております。また、間伐や落葉樹林帯の手入れなどによる里山整備の対策を講じることで、生物の多様性が望めるものであると考えています。

なお、竹野地域または施設建設地周辺に限定される貴重種については、確認いたしておりません。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 順序は前後しますが、今お答えいただいた問題なのですが、この動植物調査の報告によれば、動物では、哺乳類15種、鳥類60種、爬虫類7種、両生類10種、魚類8種、昆虫類486種、底生動物134種が確認をされた。このうち重要種は6綱21目35科48種というふうに報告がされています。

それから、植物では、シダ植物66種、裸子植物7種、離弁花類225種、合弁花類129種、単子葉植物129種、植物群落14群落で、合計が556種、重要種は7科8種で、すべてが事業実施区域外に生息をしていたというふうに報告書には書かれているんです。

私は、非常に多様な、豊富な、ここには動植物が生息しているということを知りましたし、そして、やっぱり重要種も含まれている。この事業実施区域外というのがどの範囲に入るのかご説明いただきたいと思えますし、私は子供のころ、学校の近くの大きなモミの木にコウノトリが生息しているのを見ながら育てまいりました。なぜこのコウノトリが絶滅にまで追い込まれたのか。すべてが人間の行為によるものであったというふうに思っていますが、今度の施設を建設することによって、同じことが起こるとは申し上げませんが、やっぱり人間の行為によってこういう動植物がさまざまな影響を受ける。結果として絶滅にまでつながるかどうかは別として、人間のいわば勝手な行為が多く動植物に影響を与えている。

管理者はできるだけ負荷を少なくするということが強調されているわけですが、そのできるだけ少ない負荷とは何をもって言えるのかということも、このコウノトリが絶滅に追い込まれた、あれほど多くの市民の皆さんがコウノトリというものを余り意識していなかった時代から、コウノトリというものを意識する時代になり、そして意識し始めたら絶滅してしまったという、この経過をたどってみると、人間が本当にこの種が大事なもので、大事にしなければならぬと意識し始めるころには、むしろ絶滅に近いという状態に追い込まれて意識するということになるのではないかと。では、何も開発行為をしてはならないかということではありませんが、私はやっぱりこういうことに対する手だて、影響というものも慎重に判断すべきではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 実は人間と、あるいは人間活動と自然との関係というのは、必ずしも一様ではございません。コウノトリを絶滅に追いやったのは人間の活動でありますけれども、実はコウノトリが日本に定着したのも人間活動の結果でありました。つまり人間が盛んに田んぼをつくっていく。するとここには、もともと田んぼというのは湿地帯みたいなところを埋め立ててつくっておりますので、一年じゅうそこには水があり、そして昔は有機農業でありましたので、さまざまな生き物が

そこに生息することができる、それをえさ場とするコウノトリがそこで生息することができる。ですから人間と自然というのは必ずしもいつも対立するわけではなくて、むしろ人間の活動に適応して生きるような生き物がいることもまた事実であります。

例えば草原性の植物を食べるチョウチョウがいますけれども、今やこのチョウチョウはスキー場に残されている。つまり人間がスキー場をつくるために木々とかを切りますので、草原性の植物であるスマレとかオミナエシが生えることができ、そこによやと生き物が生きることができる、こういったこともございますので、まず、私たちがこの地域に施設をつくることによるマイナスの影響を小さくしつつ、先ほど里山についての答弁をさせていただきましたけれども、そのことについて私たちが適切な管理ができれば、むしろ現在よりも山の生物相は豊かになる、こういったこともあろうかと思えます。そういったことも意識しながら、生態系への配慮をした事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほどの答弁の中で、調査の報告の部分での、今回の竹野町域または施設周辺に限定された貴重種は確認していませんというふうな表現を使わせていただきましたけれども、訂正させていただきました、今回の調査では確認されておられませんということでございます。

それと、貴重種の取り扱いの考え方ですけども、6月3日の全員協議会の中でもご報告させていただいたと思いますけども、調査結果として、議員ご指摘のように文献で貴重種に分類された種が48種類確認されました。それは、貴重種は日本全体での取り扱いでありまして、竹野地域または施設建設地周辺に限定される貴重種は確認されていないことから、貴重種としての危機感は薄く、竹野町内に代替も存在するとの専門家のご意見も伺っております。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 その貴重種がどういうことを言われているのかよくわからないんですが、確認された中での重要種数一覧表というのが出ていて、その中に、例えば哺乳類であればLPが1、それからAランクのもの、Aというのが1種あると。あるいは鳥類では重要種が26種で、ENが1、VUが1、NTが2、DDが1というふうに記入されているわけですね。事務局長が答弁されている、この中にはないんだということと理解が私はできないんですが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回、重要種の判定基準といいますか、選定基準につきましては、文化財保護法に規定される重要種、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく重要種、「レッドリストの修正について」ということで環境省の報道発表で19年10月に出されたものによる重要種、「近畿地区鳥類レッドデータブックー絶滅危惧種判定システムの開発」というものに掲載された重要種、「改訂・兵庫の貴重な自然ー兵庫県版レッドデータブック2003ー」というものの規定する重要種と、そういう部分で該当する種について、ここで重要種というふうなもので記載したというふうなことですし、先ほどこういうものについては、例えば兵庫県あるいは全国レベルでの

個体数の観点から見た判定であって、竹野町において、その地域において特別特筆するような貴重種ではなかったというふうな専門家の意見をお伺いしているということでございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 私は、町内的に見て、竹野町内で貴重ではない、ほかのところにも生息しているんだということで、そういうことで人間が勝手に判断をして、コウノトリのようなことにつながるおそれは全くないとは言えないのではないかと。すべて自然破壊してはならないということをおし上げておきたいわけではなく、人間のおごりこそが自然破壊を続けてきたのではないかとおし上げておきたいと思っております。また、管理者も年間、万という種が絶滅をしているということをおっしゃいましたが、私も何かの雑誌だったと思っておりますが、年間4万種が今、地球上から絶滅しているということも読んだ記憶がありますが、そういう状況の中で、人間の都合で余り勝手なことを、自然破壊というものはしてはならないのではないかと。むしろ人間という種も、その自然の中の一つの生き物というとならざるべきではないか、そのことが今、COP10で議論されているのではないかなというふうに思います。

例えば大きく取り上げられた問題で、ミツバチがいなくなったと。これが農業に与える影響というのは非常に大きい。例えば豊岡の特産にもなっていますハウスイチゴなども、ミツバチの貢献というのは非常に大きいと思うんですが、そういう点でも、何が影響してミツバチが少なくなったのかということまで、まだ解明は明確にはされていないように思いますが、人間が行ったことによってそういう、人間にとっても有用な種が減っているというようなこともあるわけですから、私は周辺にたくさんあるから、その地域にある貴重種がそんなに問題になるわけではないんだという論理だけで片づけてはならない問題ではないかなというふうにとらえます。ぜひ慎重に行っていただきたいと思っております。

それから、笠松町長との対談の中で、たしか新聞報道だったと思うんですが、管理者がおっしゃいましたように、笠松町長がごみ問題ばかりを話をされたというようなことが、なるほどそうだったのかということで、笠松町長はビール瓶のようにペットボトルが5円で回収されればごみは出なくなる。あるいは消費者が不要になった製品をメーカーに有償で回収させる法律が必要だということをおっしゃって、環境と経済が両立することを確信しているんだというようなことを述べられたという報道がありましたけれども、私はここは大事なところで、管理者はコウノトリで非常に世界的にも有名な自治体の市長としてなられている。そういう方が本当にごみを発生源から絶とうじゃないかというような提言をしていただければ、社会的に与える影響というのはすごくあるのではないかと。メディアもきちんとそのことはとらえてくれるのではないかと。そういうことを行っていけば、いきなりは難しいかもしれない。しかし、何年後にはそういうごみを極力減らすことができるという具体的な行動が提起できるのではないかと。そういうこととこの組合の施設をどうするか、広域のごみの処理のあり方をどうするかという議論を市民、町民と一緒にやっていくということは、私は非常に大切なことだと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） その点はそのとおりですし、これまでもそのようにしてきたつもりです。現に1市2町の一般廃棄物のごみ処理量は、先ほど安治川議員の議論の中でも触れていただいたり触れましたように減ってきておりますので、この傾向がさらに強まるような努力をすべきことは当然だろうというふうに思います。

ただ、細かい議論をいたしますと、この組合は、それでもなお出てくるごみをどのように処理するかという、その施設整備と後の運営について担当する場所でございます。本来、一般廃棄物はそれぞれの市町で処理をしなければいけない。したがって、ごみを減らすという努力も、それぞれの市町でなされなければいけない。それぞれが、それでもなおかつ出てくるごみを処理しなければいけないわけですけど、その最後の処理のところを共同処理しましょうと、こういうことでございますので、もちろん私は豊岡市長の立場として、自分の市の中でさらに努力をしてまいりますけれども、ぜひ議員の町でもさらなるご尽力を賜れば、その総和として処理施設を小さくすることができ、あるいは自然に対する負荷を小さくすることができるのではないかと、このように思います。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 この組合が、もちろん共同の処理施設を建設し、維持管理をしていくという事業を担っているということは私も理解をしています。しかし、同時にその1市2町で出る広域のごみ、あるいは汚泥をどう処理するかということ、その事務について議論することも当然の責任であるというふうに私は理解をしていますから、ここで議論することは何ら問題はないことだというふうに考えますが、間違いでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 間違いだとは思いません。今申し上げたのは、豊岡市長に1市2町のごみの減量化について旗を振れと言われるとすると、それは少し違うのではないのでしょうか。やっぱりそれぞれの市町がそれぞれ努力をする、最後のところで共同している処理施設を小さくすると、こういうことを申し上げたところです。

ただ、私たちがつくり、運営しようとしている処理施設に入ってくるごみがいかに小さくなるかということは、組合にとっても大変重要なことでございますので、ごみ減量化についての議論そのものをここですることは、それは適切なものだというふうに考えております。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 それで、管理者に2月の定例会で答弁いただいて、私も先ほど安治川議員にも答弁があったんですが、汚泥の扱いなんですが、私、疑問に思いまして、コープこうべ、それからJAたじま、それから中央青果ですか、それぞれに汚泥を原料とする堆肥を使った野菜は買入れないのか、あるいは取り扱わないのかという質問をしてみました。コープこうべも、それからJAたじまも、そんなことは全くありませんと。中央青果については、全くそんなことは私のところでは感知しておりませんと、持ち込まれたものを競る、あるいは値段をつけて販売をするということであってというような答弁でして、管理者のお答えと少し実態は違うのではないかと思うんですが、もし私の聞いたことが間違いだという根拠をお持ちであるなら、答弁いただきたいと思うんですが。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 再度そこは確認をしてみたいと思いますけれども、そもそもこの汚泥をどうするのかという議論をしているところに私たちが調べましたところ、コープこうべではそのような扱いをしていると、こういうことでございました。

さらにつけ加えますと、この汚泥でもって堆肥化するという施設自体が難しい理由はほかにもございます。つまり汚泥は毎日出てくる。したがって堆肥は毎日つくれるわけでありますけれども、実際、農地に堆肥をまく期間は極めて限られています。実際、田んぼの中に稲がある時期には、この堆肥をまくことはございませんので、そうすると、その間の堆肥を一体どこに保管するのか。保管すること自体がもちろんコストを生みます。あるいは汚泥でつくられた堆肥の堆肥としての質が、果たして農家が求めるものに合うのかどうか、こういったこともございますので、そういったこととの総合判断として、汚泥を堆肥化するという事業を北但行政事務組合としてすることは適切ではない。むしろ焼却をして、その灰を再生利用させることの方が適切であると、こういう判断をしたところでございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 ごみをどうして減らすかという技術的な問題があるということを管理者はおっしゃったんですが、私はその技術的な問題の中に、やっぱり汚泥は堆肥化するというを前提に処理の方式を考えるべきだというふうに考えています。

それで、今回のCOP10で国際社会は2010年目標を達成できなかった。大きな問題の1つは、やっぱり開発行為が一番生物多様性に大きな影響を与えている。2つ目に言われているのが、窒素あるいはリン酸、こういうものを化学肥料として農業にたくさん使用している、これが環境に与える負荷というのは非常に大きいということが言われています。いわゆる化学的に窒素やリン酸をつかって肥料として使うという農業のあり方そのものが問われているということが指摘をされています。どうしても有機肥料を使う農業技術というものを確立する必要がある、この生物多様性問題からも追求されてくるのではないかと私は思います。

ですから、ごみ処理の問題と、やっぱり自然界にあるものを肥料として使うのか、それとも農業に化学肥料を使うのかということとは、大切な一体性がある、管理者も言われた連関性があるのではないかと。ですから、技術がまだ未確立なものをここで論ずることはできないというふうに管理者はおっしゃるかもしれませんが、私は今後の20年、25年という年限を見通すなら、極めて重要な課題ではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 農地に投入する肥料を堆肥に切りかえていく必要がある、ふやしていく必要があるということは全くそのとおりであります。ただし、そのことと下水汚泥を堆肥化すべきであるかどうかということはまた別の議論であります。要するに人間の下から出たものを堆肥にするというのを、一体ではどのレベルですか。北但行政事務組合が業として汚泥を堆肥化して売る、あるいはそれを業とするところに売る、それが果たして経営としても成り立つのかどうか。

先ほど一つ忘れたんですけれども、堆肥化を適切でない判断した理由にもう一つございまして、そもそも売れないだろうという判断でございます。個々の家庭が家庭菜園をするために汚泥でもった肥料を使われることはあるかもしれませんが、広く売ろうとする方が、私のところの田んぼの肥料は下水汚泥でつくった堆肥ですということを、やっぱり嫌われる傾向がある。そういったこともありまして、堆肥化というのは、この汚泥の処理の方式としては妥当、適切なものではないと、こういう判断をしたところでございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 それからも一つ、私は安治川議員が指摘をされたごみ量が大きく減少しているという事に関連するんですが、実は先日、それぞれ3施設の職員に、一体今、日量何トンのごみを焼却処理しているのかということ聞いてみました。豊岡清掃センターでは平均すると、21年度実績ですが、70トン、そして香美町の矢田川レインボーでは日量14トン、浜坂のクリーンセンターが16トン。ですから、安治川議員も言われましたが、豊岡70トン、香美、新温泉合わせても30トンですから、24時間処理に換算すれば10トンにしかならない。そうすると、本当にこの汚泥を投入しなければ、21年度だけを見て評価することはできない、もちろん災害時とかということも考えなければならぬということも理解できますが、総量でも本当に80トンにしかならないと。本当にここで抜本的に処理のあり方を検討し直すべきではないかと私も思うんですが、管理者はもう何度もお答えになって、もうこれ以上の答えはないということかもしれませんが、いかがですか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） ごみの減量化によって今後整備すべき施設の処理能力が小さくなることは当然でありまして、それは、小さくなればなるほどお互いにハッピーである。市民にとってもハッピーだし、行政側にとってもハッピーであるし、ある意味では自然にとってもハッピーであるということでございますので、これは今後ともそのような努力を続けていくということでございます。

ただ、その上でなおかつ、3つ施設をもう一遍新たにつくり直すか、それとも1つで済ませますかと。先ほど来、自然への負荷について熱心にご質問いただいているわけでありましてけれども、一つにまとめた方が、その意味では自然への負荷ははるかに小さい。あるいは自然の改変の量は小さくて済む、そのように私としては考えております。

それから、余り小さな施設になりますと、24時間連続運転を効率的にできるようなシステムはございません。そうすると、今、北但の2つの町では8時間運転でありますけれども、そして、確かに現在のダイオキシンの基準はクリアしておりますけれども、しかし、24時間連続運転にすれば、ダイオキシンはもっと減らすことができる、環境にもっといいことをしようとするのになぜ反対されるのか。これは谷口議員がということではなくて、なぜそのような反対の論拠が出てくるのか、私には大変不思議なところだというふうにかねてから思っているところです。

加えまして、最終的にどの程度の炉になるか、規模はわかりませんが、今の計画よりも恐らく小さくはなるだろうと思います。かねてから、この一緒にすることの反対論が、大きな施設をつくるなということでありましたけれども、小さな施設になっていく。しかも現在の豊岡市の今あ

る施設規模にずっと近づいていくということでもありますから、大きなものをつくるなという論拠については、これはぜひ引っ込めていただきたいと、このように考えているところです。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 ダイオキシンのことですが、私どもの施設は確かに8時間の間欠運転です。しかし、実績値でダイオキシンの排出量は0.07ナノグラムです。ですから、今度新たにつくる施設の0.05の自主目標値ですか、とそんなに遜色ないのではないかというふうに私は理解をしています。そのために、平成13年か14年ごろだったと思うんですが、総額で5億数千万をかけてバグフィルター等を改修いたしました。ですから、実はせんだって、豊岡市民の皆さんが中心だったと思うんですが、3施設の焼却施設を見学するというバスツアーがあって、私どもの施設にも来ていただきました。そのときに、市民の方だと思いますが、せっかくそれぞれ大変多額な費用をかけた立派な施設を維持されているのに、どうしてこれを長く使おうとしないんでしょうかという質問をされていた方がありまして、その施設長は大変答弁に苦慮しておりましたけれども、思いとしては、私は同じ思いがいたします。

それで、それぞれの施設に調査をした結果、耐用年数もう来ているんだ、迫っているんだということを管理者はお答えになっているわけですが、私どもの施設は、クボタ環境サービスのものであります。私は、そのことについて直接担当者に聞いてみました。そしたら、決して耐用年数が来て利用できないのではなくて、平成17年に調査、精密機能検査というものをして、その報告書にはそんなことは書いていませんよということを言われまして、それで私、その精密機能検査報告書なるものを私どもの職員におかりをして読んでみました。そしたら、これまで説明を聞いていた内容とは全く違うことが書かれていました。それは、今後も現在までの適切な維持管理のもと、施設の処理機能の維持並びに円滑なごみ処理事業継続のために設備、装置が経年劣化により支障が生じる前に適切かつ計画的に整備、補修することが望まれると。適切に整備、補修をすれば使えますよと書いてあるだけで、私どもがこれまで我が町の町長から説明を受けていた内容とは全く違うものでした。ですから、適切に整備、補修をしていけば使えるんだと、延命化ということが全国的にも今、大きく取り上げられて実施されていますよということとそのクボタの職員は言うておりましたが、そういうことは十分可能であるということをお聞きして、びっくりしたわけですが、ですから、新たなものをつくるかつくらないかという以前の問題がやっぱりちゃんとあるのではないかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 今お聞きになられたところは、適切な維持管理をすることが望まれると言っているだけであって、未来永劫それを続ければ使えるということは、恐らく書いてないはずであります。もともとこの施設自体が850度という高温な、大変厳しい状況の中で運転がなされていて、そのことによって各部品、パーツ、パーツの寿命というのは大体わかっている。使い方によってその寿命というのは変わってきますけれども、ある程度の目安を持って、大体15年から20年で炉の方は耐用年数が来る。あるいは個々の部品も、ここの部品については5年とか、ここの部品については10

年とか、トータルとしては15年から20年で変えなければいけない。こういったことの中でこれまでの計画は進められています。その途中途中で適切な維持管理をして延命措置を図ることは、これは当然であります。だけど、私たちが今やろうとしているのは、そうはいったって、では、あと20年、30年もつのかと。もたないだろうと。しかも、維持管理費というものは、時がたてばたつほど膨らんでまいりますので、経済的な意味でも寿命がやってくる。そういったことから、ちょうどたまたま3つの施設がほぼ同じころに耐用年数を迎えるということで、この際一つにしようということになった、こういった経緯がございます。

それから、自主基準についてのこともご指摘があったわけでありましてけれども、大抵はそこで自主基準を設けて、それを満たすような施設をつくれれば実績値はまだ下がります。したがって、私たちが今設定している自主基準に合わせ得るような、それを満たし得るような施設をつくれれば、きりきり満たすのではなくて、恐らく実績値はさらに下がるだろうと。先ほど来、議員も環境への負荷をより小さくする必要性についてお認めになっているわけでありましてから、今の施設が基準を満たしているからということとどまるのではなくて、今度の施設をつくれればもっと下げることができるわけでありましてから、むしろこの点については新しい施設の方がすぐれていることについては、これはお認めをいただきたいというふうに思います。よりよくできるものがあるにもかかわらず、今満たしているから、そんなことは必要ないというのでは、これは自然に対して、やや姿勢としてはいかがかなと、こういう気がいたしますので、この点についてはぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 最後にしたいと思います、私が申し上げたいのは、できるだけ延命化をして、その時間的余裕を、本当にこの広域のごみをどのように処理するのかということをも市民、町民こそって議論をすることが、やっぱり今求められているのではないかとこのように考えます。

生物多様性の問題に関して日本学術会議が提言をされています。これからの時代においては、科学技術で生じた負荷を新技術で克服するというテクノロジー優先の考えではなく、生物としての人類が地球環境の中で生き延びていくには本質的にどのように生活すべきであるかという英知を与えてくれる生命科学の展開が不可欠であるという基本認識を提言されているわけですが、私は、この言葉をかみしめながら、この事業を見守っていきたいというふうに考えています。

以上で終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で谷口功議員に対する答弁は終わりました。

次は、6番岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 6番岡谷です。

昨日は、平成16年度災害、台風23号のメモリアルデーでした。一昨日から奄美大島が大変な豪雨に見舞われております。不安を持ってお過ごしじゃないかと、その後に残るのは災害とごみ。ごみの処理はしっかりしなければいけません。

私は、広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会についてお尋ねをいたします。

当委員会は、北但行政事務組合が行う熱回収施設及びリサイクルセンターの整備について、循環型社会の実現に向けた先進的な環境創造の取り組みについて検討するためとし、昨年12月に設置されたもので、調査し、検討する事項は、1つには啓発機能等、施設の整備に関する事、2つには施設周辺環境の保全に関する事、3つにはその他必要な事項に関する事とされています。

構成委員は、学識経験者から4名、施設に関し学識経験を有する者から2名、自然環境に関し学識を有する者から2名の計4名になっております。それから地元森本・坊岡区から選出された2名、環境衛生団体関係者から3名、市民、町民から公募の者3名、構成組合市町の職員1名の計13名の委員で構成されており、今日まで7回の委員会が開かれています。

委員の任期は、所掌事務が終了する日までとなっておりますが、きょうまでの委員会の協議事項には、施設整備計画方針、施設周辺整備計画方針についての基本理念、方針、ゾーニング、生活環境影響調査結果の縦覧に係る意見書、用地取得の状況について、啓発機能計画について、施設の名称などについて、多岐、細部にわたっています。会議録を読みますと、真剣な議論、検討がなされている様子がうかがわれるところです。

では、調査検討の期間は今後どれくらい残されているのか、検討結果の集約の時期と現在の調査検討状況についてお聞かせを賜りたいと存じます。また、地元地区には検討委員会での調査検討の状況について、地元選出委員あるいは当組合からお知らせをされているのかどうか、お聞かせを賜りたいと思います。あわせて、検討委員会での検討結果報告の取り扱いについての考え方をお尋ねいたします。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、結果の取り扱いについてお答えをいたします。

この検討委員会では、循環型社会の実践にふさわしい先進的な環境創造の取り組みとして、施設の啓発機能等の整備計画や施設周辺整備のあり方等について、学識委員の幅広い見識や公募委員等による住民の立場からのご意見等をお伺いし、施設整備に反映していくこととしています。地元区からも各1名の方に委員に就任を願っておりまして、地域にお住まいの方々のご意向も計画に反映する方向で検討願っております。また、実際の施設整備においても、極力その点についても意を用いてまいりたいと思っております。

施設整備検討委員会の協議経過や結果などについては、組合広報であります「ほくたん便り」でも広くお知らせをしており、地元区の方々による検討委員会にも報告いたしております。今後、地元区に配付いたしております北但行政事務組合の「かわら版」に検討状況を掲載するなど、地元の方々への周知にも努めてまいります。

なお、検討委員会で検討いただいた結果につきましては、その意見を尊重し、施設整備に反映するよう努めるものですが、特に周辺環境整備に関しては、用地取得の状況などとも関連するものと考えております。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 施設整備検討委員会の進行状況あるいは集約の時期というふうなことをお尋ねいただきました。

議員ご指摘のように、昨年の12月24日に第1回の委員会を開催して以降、現在までに7回開催しております。その進捗状況につきましては、啓発機能等施設の整備計画及び周辺環境の保全方針について、順次検討、協議を行っていただいております。

委員会としましては、既に施設の整備方針についての基本理念、基本方針を決定されており、現在、啓発機能計画等について検討、協議を重ねられており、今年度中を目途に委員会としての意見を取りまとめていくこととしております。

また、委員会では生活環境影響調査に関しましても、学識経験者等もおられることから、現況調査結果、予測、評価や利害関係を有する方から提出されました生活環境の保全上の見地からの意見並びに事業者の見解などについても確認をいただいております。その結果、本調査の総合評価であります、総合的に見ても生活環境の保全に支障のないものと評価しましたとの記述は妥当なものであるとの委員会報告をいただいているところでございます。

○議長（木谷敏勝） 岡谷邦人議員。

○岡谷邦人議員 けさ、イメージパースをいただきました。冒頭、青山議員からも世界ジオパークに認定されたということで、多分国内外から多くのお客さんが来られることを期待して、同じように私も期待するところであります。あわせて、ジオパークの指定された地域がごみで汚染されるようなことがあってはならない。ぜひあわせてすばらしい施設をつくって、そういう方にも自慢できるような施設になることを願っております。

8月には、当組合で国崎クリーンセンターに参りました。啓発機能についてさまざま勉強させていただいたつもりであります。当組合にもそういう啓発施設が、すばらしいものができることを願って、私の質問を終わります。

○議長（木谷敏勝） 以上で通告に基づく発言は終わりました。

これもちまして、発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。暫時休憩いたします。再開は2時35分。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時35分

○議長（木谷敏勝） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第2、第5号議案土地の取得について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 谷口です。それでは、第5号議案土地の取得につきまして、通告に従いまして質疑をさせていただきます。既に一般質問の中でこの取得関係についていろいろ議論もありましたので、重なるかもわかりませんが、ひとつよろしくお願いたします。

今回取得する土地でありますけども、面積で6,334平米、取得予定金額407万2,230円、契約の相手

方2名というふうなことであります。この関係で、以下5点ばかりお伺いしたいと思います。

なお、資料請求ということで請求いたしました。地目別の買収単価表、さらに事業位置図に関する未取得部分の内訳の図示、こういったものにつきましては、すべて提出いただけませんでしたので大変残念でありましたけれども、まずそれを冒頭申し上げておきたいと思います。

まず、第1点目でありますけれども、取得の面積であります。これにつきましては公簿か、それとも実測か、この面積について伺いたいと思います。

2点目でありますけれども、公簿面積ということでありましたら、いわゆる縄伸び率ですか、これについてどの程度の率になるのか、この点についても教えていただきたいと思います。

それから、第3点目でありますけれども、2ページの取得する土地の明細に関連してであります。資料提供いただけませんでした。それぞれ田、畑、山林の地目別の買収単価、こういったものがわかればお教えいただきたいと思います。

それと、4点目ですが、これは3ページの広域ごみ・汚泥処理施設整備事業位置図に関連してあります。まず1点目ですが、未取得部分のうちの内諾者分、4名分があります。これの未買収、なぜ買収ができないのか、この理由についてお教えいただきたいと思います。

さらに、同じく未取得部分のうちの交渉の継続部分で、これも交渉を鋭意されているというふうなお話でありましたが、この交渉経過につきまして、できるだけ詳しくお願いしたいと思います。

以上5点について丁寧な説明をお願いします。以上です。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 土地の取得について、取得面積は公簿面積か実測面積かというお尋ねですけれども、議案として上程いたしております取得面積につきましては、公簿面積を掲げております。

その場合、公簿面積の場合は、その縄伸び率ということでございますけれども、縄伸び率につきましては、買収範囲が確定した後、その範囲内における土地の地目及び利用形態について調査、字との照合をしたところ、耕地と山林の2通りに分かれたことにより、適用する縄伸び率についても耕地と山林の2通りに分けることが、より適切妥当であろうとの結論に至り、2通りの縄伸び率を算出したしております。用地買収に際しましては、土地関係者会議や個別交渉の折に耕地で1.3倍、山林で1.4倍の縄伸び率を考慮して買収額を提示する旨を地権者の方々に説明し、ご理解をいただいたところでございます。なお、今までに買収等により分筆され、残地として実測面積が算出されている土地につきましては、実測面積による買収を行っております。

地目別の買収単価のお尋ねもございました。買収単価につきましては、不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、算定された単価及び兵庫県用地対策連絡協議会指針に基づき標準地批准評価法により算出した単価をもとに、総合的に勘案し、算出したしております。

買収単価につきましては、現在交渉継続中であるとともに、今後、交渉を控えている方もあり、差し控えさせていただきたいと思います。

未取得分のうち、内諾者分の未買収の理由についてお尋ねをいただきました。地権者数でいいま

すと、4人の方がおられます。そのうち3人の方は立ち木トラストがあるため契約の障害となり未買収となっているものでございます。残りの1名の方につきましては、既に同意いただいているものの、墓地が近傍にあり、周囲の土地利用形態などを考慮し、地権者と協議しました結果、今議会に上程いたしております補正予算の中の用地測量業務による分筆が完了した後に契約する予定といたしております。

あと、未取得分のうち交渉継続分の交渉の実情はというお尋ねですけども、土地を共有化されたことにより、6月の臨時議会時において交渉継続分としていた地権者数6名が、今回16名となりました。従前の地権者の方々については、これまでにご面会の機会などに直接用地提供のお願いをしまいましたが、新たに地権者となられた方々を含め、今夏には文書にて用地交渉をさせていただくための依頼文書を送付いたしました。売却の意思はありません、貴組合との交渉は一切いたしません、北但行政事務組合との一切の面談を断ります等々、交渉のテーブルにすら着いていただけない状況となっています。また、一部の地権者の方々とは組合事務所に来所された折にも同様のお願いをいたしておりますが、ご理解いただくのにはなかなか難しい状況でございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 買収単価の関係であります。概要につきましてはお伺いしました。ただ、当然だと思うんですが、6月の臨時会で取得されました買収単価と今回とは同じだと思うんですが、それで間違いありませんね。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 6月に上程させていただきました単価、同様の地目につきましては同単価でさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 なお、未取得分の交渉継続分の方が、土地共有化によって地権者が6名から16名になったというふうなことで、なおかつこの方々との交渉についても非常に困難をきわめているというふうなお話でありました。この辺については一般質問で今後の交渉の取り組みについての方向についてはお聞きをしておるんですが、実際、地元の方々のこういう非常に強いご意思というのがここにあらわれてきていると思うんですが、この辺の、さらに同僚議員の中では、いわゆるこの事業の達成のために強硬な手段を含めて進めというようなお話もあったようではありますが、この辺については、やはりじっくりと未買収の皆さんとの、いわゆる考え方というんですか、こういったこともしっかり受けとめていかなければならないかなというふうに思うんですが、これは管理者の姿勢を再度確認したいと思いますので、この辺についてのお考えを再度お願いします。

○議長（木谷敏勝） 管理者。

○管理者（中貝宗治） 非常に厳しい門限がございますので、この期間内に必ずやり遂げるという強い意思をもって事業は進めてまいります。

他方で、現在、任意買収の願いをいたしておりますので、引き続きご理解いただいている方々についても、粘り強く訴えてまいりたいと思っております。ただ、なかなか具体的なチャンネルがないというのが実態でございますので、もし議員におかれましてチャンネルがごありであるようでしたら、ぜひともその仲介の労をおとりいただければなと思っております。

先ほども3つの施設を見られた方々があったというお話ですが、例えば矢田川のレインボーは海まで4キロのところにあります。他方で今回の私たちが今計画しているのは海まで8キロあります。はるかに遠い。それでもなお海への汚染ということを心配される方々がありますけれども、矢田川では全く起きていないということ、例えば十分お話をいただければ、その辺の不安について多少とも解消がなされるんじゃないかと、そんなふうに思っているところです。

○議長（木谷敏勝） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 これは6月の臨時議会でも申し上げたところでありますが、本来、この用地の取得に関しては一体的に可否を決するということがあるべきであって、いわば虫食い状の買収の議案であります。これは、結局は地元の方々の間の対立、反目をも呼び起こす状況になります。しかもお金がつくわけでありますから、非常に複雑な人間関係になると。これは我々にとって極めて遺憾なことでありまして、この事業に関する賛否にかかわらず、とるべき態度ではないと思います。

私は、今回の質疑でも明らかになりましたように、なお交渉継続中という方々がいて、単価を明らかにすることもはばかれるという状況でありますから、議案としても不完全であると言わざるを得ないと思います。よって、反対をいたします。

○議長（木谷敏勝） ほかに討論はありませんか。

9番関貫議員。

○関貫久仁郎議員 9番、関貫です。

本案は、去る6月3日開会の第75回臨時会において提案するに至らなかった広域ごみ・汚泥処理施設整備事業用地について、その後のいろんな努力の末、相続手続、立ち木補償算定のために調査が完了した土地を取得しようとするものだと考えます。さきの臨時会の土地取得案件と同様に、土地所有者の方々との用地交渉を経て買収価格、買収範囲など、その他いろいろなものをご理解いただき、貴重な土地をご提供いただけることになっているという結果でございます。既存の施設の状況などを勘案し、新施設スケジュールを滞りなく完成させることが、今、この組合に対して課された果たすべき責務であると感じるところであります。買収価格の算定等、土地鑑定評価なども行われ、適正な価格であり、買収範囲に関しても周辺環境との調和や自然環境の保全を考慮すれば妥当なものであると感じます。よって、本案に賛成する意見として述べさせていただきます。各議員のご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（木谷敏勝） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

賛成、反対がありましたので、これより採決に入ります。

第5号議案について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案平成22年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました8番谷口功議員。

○谷口 功議員 用地測量業務、水源・水質調査業務、都市計画図書作成業務、それぞれ事業の概要を説明をいただきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、用地測量業務の概要ですけれども、用地買収を進める中、既に同意をいただいている方で、墓地が近傍にあり、周囲の土地利用形態などを考慮し、協議した結果、分筆した後で契約することになったことから、本業務により分筆に必要な資料作成をいたすものでございます。

次に、水源・水質調査業務の概要ですけれども、今回施設整備をいたします広域ごみ・汚泥処理施設において、生活用水におきましては森本地区簡易水道を利用する計画といたしておりますけれども、その容量に不足がございますので、プラント用水につきまして1日約150トンの使用量が見込まれております。この量について上水では賄い切れないということで、井水を利用する計画といたしておりますことから、事前に水量と水質を確認しておく必要があるため、本業務を行います。業務の内容は、調査ボーリングを2カ所行いまして、揚水試験と水質検査を実施いたす予定といたしております。

都市計画図書作成業務の概要でございます。都市計画図書作成業務として、既に敷地造成比較検討業務と都市計画図書作成業務を行っております。敷地造成比較検討業務は、敷地造成の位置を安全性、経済性などを考慮し、最適であることを確認するため実施したものでございます。また、都市計画図書作成業務は、27年度竣工と厳しいスケジュールであることから、現在の施設整備計画が今後の事業推進に支障を来すことがないよう、技術的な確認を行うため行うものでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員。

○谷口 功議員 いわゆるプラント用水を日量で150トン井戸水によって賄うというためのボーリングだということですが、これだけの水量を確保するということがなれば、周辺に対する影響というのが相当あるということが前提になると思うんです。資料をいただいておりますと、地元調整を、

十分に協議を行って実施するという事になっているわけですが、概略どのような影響が出るとお考えになっているのでしょうか。

それから、このボーリングの位置というのは、いわゆる施設予定地として買収する買収地内で行われるのか、それ以外のところで行われるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 2カ所実施するわけですが、1カ所の部分については、河川の伏流水をくみ上げるというふうな目的で、河川近くをやります。実はその周辺に消雪工の井戸もございますので、揚水試験時にその消雪工自身の井戸への影響がどのように干渉してくるのかということも注視しなくちゃいけないということで、これについては県土木の方と調整をしながらやるというふうなことを予定をしております。

また、近隣におきましては、井戸水を使って日常生活されているという方についてはございませんので、そういう部分では影響はないというふうに考えております。

また、もう1カ所につきましては、山側の施設候補地周辺の部分で水源調査をやりますので、特にこの部分については他に影響するようなことはないというふうに予想しております。

それと、調査位置につきましては、既にお買収をさせていただきました箇所調査をさせていただきます。

○議長（木谷敏勝） 谷口功議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

本案は、原案可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

第7号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました4番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 ちょっと通告を簡略にしまして、次の点を質問したいと思います。

決算書上に表示されている業務で、契約変更がしばしば記載されていますので、次の変更についてご説明をいただきたいと思います。

平成21年6月26日契約の物件調査、株式会社ウエスコとの間の契約であります。これは総額144万9,000円が契約額ですが、21年9月8日に10万8,150円の増額となっております。これをご説明願いたい。

それから、平成21年7月9日契約の施設基本設計、これは株式会社日本環境工学設計事務所との間の契約であります。497万7,000円が、21年12月2日に104万7,900円が増額となっております。ご説明ください。

それから、平成21年9月24日契約の埋蔵文化財第2次試掘調査、これは豊岡市であります。114万2,000円で契約したのが、平成21年12月8日に履行期限を平成22年3月25日に、約3カ月以上延長されました。これについてご説明ください。

それから、平成21年10月13日、進入道路詳細設計に伴う測量調査、これは株式会社ウエスコであります。378万円が、平成22年2月2日に24万5,700円増額となっております。ご説明をお願いします。

それから、平成21年10月29日契約の敷地造成実施設計等、これも株式会社ウエスコであります。3,563万7,000円あります。平成22年3月2日に660万5,550円増額となり、かつ3月31日には履行期限を8月31日と変更し、さらに8月23日には履行期限を11月30日に変更しております。これについてご説明いただきたい。

それから、平成20年12月18日、敷地造成基本設計等について、株式会社エイトコンサルタントと契約しております。契約額1,811万2,500円あります。平成21年3月24日に履行期限を平成21年8月31日に延長しております。これについてもご説明いただきたい。以上であります。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、広域ごみ・汚泥処理施設建設に伴う物件調査業務委託の変更増の理由でございますけども、実は現地の調査の段階で動産移転の対象部分の調査を、建物内での調査だけを対象として計上しておりましたが、現地を再調査した結果、建物外にも動産の部分が存在しましたので、移転対象の調査対象を広げた部分の増額部分を変更したということでございます。

それと、施設基本設計業務委託につきましては、基本設計図の作成の追加をいたしております。内容としましては、熱回収施設の各階平面図、立面図、断面図、リサイクルセンターの各階平面図、立面図、断面図、ストックヤードの平面図、立面図、管理棟の平面図、立面図ということの内容でございます。これは、なぜ追加したかということでございますけども、生活環境影響調査で騒音、振動等の予測評価をするわけですけども、それに当たりまして、より精度を高めるために配置計画を含めて予測評価をさせていただくために、この部分を追加をさせていただいたというふうなことでございます。

それと、広域ごみ・汚泥処理施設建設に係る埋蔵文化財第2次試掘調査業務の工期の変更をお尋ねいただきました。実は当初予定しておりました量をはるかに上回る埋蔵文化財が出土し、その報告書の整理等に時間が要されたというふうなことで、工期の変更をさせていただきました。

それと、進入道路詳細設計に伴う測量業務委託ということで増額の変更をさせていただきましたけども、実は土地の立ち入りについて、従前は立入禁止ということで事業に対してご理解をいただけなかった方が、その後、理解をいただきまして、立ち入りを承諾いただきまして、それに伴いま

して、その平板測量を追加したことによる増でございます。

それと、敷地造成実施設計等業務委託につきましての変更増につきましては、実は開発協議等を行う中で、洪水調整池を、当初は1池を予定しておりましたが、2池目の、進入道路部分に係る調整池が必要というふうな判断がなされましたので、それらの追加をさせていただいたこと。あるいは調整池がふえたことに伴いまして、その部分での土質調査をする必要がございますので、その調査。それと、各種土質調査をやっております、その実績に伴いまして精算の形での変更。それとあと、許認可図書あるいは協議図書をつくる必要がございますので、それらについて追加をさせていただいたというふうなことです。

それと、工期のこともお尋ねになりましたけれども、調整池がふえたということで、その設置検討が関係機関、県土木等の調整に時間を要したというふうなことでございます。

それと、敷地造成基本設計等業務委託については、これにつきましては平成20年度からの繰り越し事業ということで、繰り越しの補正予算の段階でもご説明させていただきましたけれども、現地調査に当たって、一部の地権者より立ち入り等を拒否されたために、その調整に日数を要して繰り越しをせざるを得なかったというふうなことで工期を変更させていただいたというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 繰越明許が今回、非常に多いわけでありますが、これは結局、用地買収の未達成、つまり同意していただいていない地主さんがおられて、結局一体的に事業が進められないということで、事業が進められないという部分がこっちになってきていると思うんですが、これの執行状況と、それから今年度のこの状況についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（木谷敏勝） 答弁願います。

事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 21年度より繰り越しをさせていただきました事業の進捗状況ですけれども、生活環境影響調査業務委託につきましては、繰越額805万9,000円で繰り越させていただきましたけれども、これは既に業務を終了いたしております。完成は、7月30日に完成をいたしております。

それと、敷地造成実施設計等業務委託、繰越額が3,430万3,000円ですけれども、進捗率としては76.2%の進捗でございます。これにつきましては2つ、設計の部分と地質調査の部分がございますけれども、地質調査、ボーリング19本につきましては、すべて完了をいたしております。設計部分におきまして、ほとんどの業務につきましては完了しております。敷地造成、進入道路、仮設道路、河川護岸、給水管、周辺整備、各種許認可図書、設計協議という業務の内容の設計業務ですけれども、これらについての協議部分がまだ協議途中でございますので、約50%の出来高というふうに見込んでおりますけれども、そういうふうなもので、現在の出来高としては76.2%というふうなことでございます。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） 安治川敏明議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木谷敏勝) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番安治川敏明議員。

○安治川敏明議員 2つ申し上げたいと思います。

一つは、一般質問でも申し上げましたが、本計画全体の新たな条件のもとにおける見直しが必要だという点について、この決算書をそのまま認定することはできないということが1点であります。

もう一つは、用地買収に代表されるように、地権者並びに地元住民の方々、あるいはまた、ひいてはこの地域全体の方々のご意見の一致がないという状況のもとで、このまま決算を承認して来年度の予算に移行するということ是不適切であるという立場から、本決算については不認定を表明いたします。

○議長(木谷敏勝) ほかに討論はございませんか。

11番嶋崎議員。

○嶋崎宏之議員 11番、嶋崎です。ただいま議題となっております第7号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、認定すべきものとの立場から討論いたします。

本組合が行う事務である広域ごみ・汚泥処理施設の設置について、事業実施の前提となる生活環境影響調査や各種設計業務、調査業務などが計上された決算であります。土地の共有化、あるいは立ち木トラストなど反対活動が続いておりますという反対討論も伺いましたが、さまざまなご意見をお持ちの方もおられるということは認識いたしております。しかし、平成20年4月に候補地が決定され、地元説明や先進施設の視察などを通じ、地元や周辺の方々にも理解を求められ、同12月には地区両区と組合の3者で基本協定も締結されており、住民の方々のおおむねのご理解はいただいた中で生活環境影響調査などに着手して、着実に事業推進を進めようとされてきたものであり、いずれも適正に事業執行が行われたものと考えます。

よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(木谷敏勝) ほかに討論はありませんか。

3番青山議員。

○青山憲司議員 青山でございます。決算を認定するに当たり、一言ご意見を申し上げたいと思います。

午前中、一般質問でも申し上げましたが、この本事業を推進するに当たり、地元両区と協定書も結んで、こういった事業が進められようとしております。この事業における予算の執行が平成21年になされたわけでありますけれども、やはり地域の、両地区の理解、協力を得るために組合としてさらなるご尽力もいただかなければならないと思うわけでありますけれども、この両地区の理解、協力もやはり必要だろうというふうに思います。そうしたことも含めて、進められております地域振興計画、この事業進捗もあわせてしっかりやっていただく必要があると思いますけれども、両地域に対して、あるいは関係住民、いわゆる豊岡市あるいは新温泉、香美町においても、こうい

った事業が今どういう状況にあるかということをしかりと情報提供いただきまして、情報の公開もさることながら、住民に対する、この事業の状況についてさらにPRをしていただきますことをお願いしまして、本決算については認定をしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（木谷敏勝） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

第7号議案について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（木谷敏勝） 賛成多数であります。よって、第7号議案は、原案のとおり認定されました。

次に、本日お手元に配付しております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木谷敏勝） ご異議なしと認めます。よって、第76回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後3時12分

〔議長閉会あいさつ〕

○議長（木谷敏勝） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る10月12日に招集されまして、本日までの10日間にわたり、事件決議1件、補正予算1件、決算認定1件の合計3議案について慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

また、管理者を初め当局各位におかれましては、引き続き広域ごみ・汚泥処理施設建設事業の円滑な推進と安全・安心な施設づくりへ向けて最大限の努力を願うものであります。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端な折から、どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る10月12日に開会いたしました第76回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から3件の案件を提案いたしました但、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般質問や議案質疑において議員各位から事業推進についてさまざまなご意見、ご助言をちょうだいしたところです。引き続き土地、立ち木の権利関係者との交渉に努めてまいります。

都市計画決定区域内の用地買収に内諾をいただいたものの立ち木トラストが契約の障害となっている土地、あるいは買収について土地所有者の理解を得られていない1筆、面積比率0.3%の土地につきましても、早期に取得できるよう最大限の努力を傾注してまいります。

なお、現在まで広域ごみ・汚泥処理施設整備事業という事業名で事業を進めてまいりましたが、この名称が的確に事業イメージのわくものではないではないかとのご意見を説明会などさまざまな機会に伺っております。今後、新年度の予算編成期を迎えますが、その際に事業名称のあり方についても検討を加えてまいりたいと考えております。

また、既に構成各市町広報紙でもお知らせされておりますとおり、各市町主催により都市施設「北但ごみ処理施設」の事業概要をご理解いただくための住民説明会が、来る10月25日は豊岡市、26日は香美町、27日は新温泉町で開催されます。本組合事務局が説明員として招請を受けており、各会場で事業の概要などをご説明させていただくことといたしております。議員各位におかれましても、今後とも本事業並びに地域振興施策の推進などに格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。